

大阪府立精神医療センター再編整備事業に係る実施方針等に対する第1回質問回答を別添のとおり公表する。

平成18年11月22日

地方独立行政法人 大阪府立病院機構  
理事長 井上 通敏

【資料1】実施方針本文に対する質問回答

No	該当箇所					質問	回答
	頁						
1	3		第1	1	(4)	イ (ウ)	<p>本事業を進めるにあたり、病院側と事業者が事業目的(目標)を共有すべきと考えます。中期計画に記載されている「経営を改善し不良債務の解消を図る」とありますが、経営改善の具体的内容、平成18～22年度の計画B/S・P/Lを御教示頂くことは可能でしょうか？</p> <p>経営改善の具体的内容につきましては、中期計画の「第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」を参照してください。</p> <p>平成18～22年度の予算、収支計画及び資金計画について、中期計画の「第3 予算、収支計画及び資金計画」に記載しています。</p> <p>なお、中期計画は大阪府立病院機構のホームページに登載しています。 (<a href="http://www.opho.jp/tyuukikeikaku.pdf">http://www.opho.jp/tyuukikeikaku.pdf</a>)</p>
2	3		第1	1	(5)		<p>本事業はBTO方式にて実施されますが、施設の所有権保存登記は貴府が行なうと理解してよろしいですか。</p> <p>登記の申請者は病院機構としますが、PFI事業者には資料の作成等必要な支援を行っていただくことを想定しています。</p>
3	3		第1	1	(5)		<p>「…病院機構に所有権を移転し…」とありますが、事業者側で所有権保存登記等を行う必要があるのでしょうか。実施する場合、その対象物や当該費用の支払い方法について、ご教示下さい。</p> <p>入札公告時に公表する入札説明書等に示します。</p>
4	3		第1	1	(6)	ア (ア)	<p>a調査・対策業務に土壌汚染調査業務が含まれ、その対策についてはリスク分担表から病院側のリスク負担と考えられますが、その対策による工事工程への影響については、事業者の要因以外による工事遅延リスクと考えてよろしいでしょうか。</p> <p>土壌汚染調査の結果、本件入札説明書等の記載から予見できない瑕疵が判明し、その結果として譲渡日が譲渡予定日より遅延した場合又は開院日が開院予定日より遅延した場合、病院機構は、当該遅延に伴い事業者に生じた当該遅延と相当因果関係のある損害(ただし、逸失利益は含まない。)を負担するものとします。</p>
5	3		第1	1	(6)	ア (ア)	<p>仮病棟等とは、別添資料4における第5病棟、第6病棟、仮設売店棟および仮設ダイケア棟の4建物を指すと考えてよろしいでしょうか。また、仮病棟等はすべて解体撤去するものとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>「仮病棟等」の記載に関連して、実施方針ア(ア)eの記述を「建設業務(既存施設の改修及び仮設施設の建設を含む。)」に、(ア)fを「解体撤去業務(改修した既存施設及び仮設施設の撤去を含む。)」に、また、(ウ)を「移転引越業務(改修した既存施設及び仮設施設への移転を含む。)」と訂正します。</p> <p>なお、別添資料4「仮病棟等想定計画図」及び実施方針4頁、アの表に示す仮病棟等とは、既存施設のうち代替機能を確保するために改修した部分及び代替機能を確保するための仮設施設(想定案では、前者が第5病棟及び第6病棟、後者が、仮設ダイケア棟、仮設売店棟及び仮設霊安棟)を指します。仮病棟等の定義について、実施方針に追加します。</p> <p>また、上に定義した仮病棟等は全て解体撤去するものとします。</p> <p>訂正については、[別紙1]を参照してください。</p>
6	3		第1	1	(6)	ア (ア)	<p>仮病棟等の改修にあたり、既存の病棟の図面等は公表されるのでしょうか。公表される場合、その時期・内容等をご教示ください。</p> <p>参考資料(注)を参照してください。</p> <p>(注)参考資料は電子データで配布しています。 未記録の状態のCD-Rメディアと交換 期間：平成18年11月6日(月)から29日(水) 場所：公共建築室特別建築課</p>
7	3		第1	1	(6)	ア (イ)	<p>備品調達業務に医療機器は含まれていませんが、医療機器に対する建築・設備及びシステムとの取り合いに関する要求仕様を事業者が提示し、その要求仕様に満足する機種を選定してもらえると考えてよろしいでしょうか？</p> <p>病院機構が、実施設計段階において、設置する医療機器に必要な建築・設備等の仕様等を提示します。その仕様を満足するよう設計していただきます。</p>
8	3		第1	1	(6)	ア (ウ)	<p>「移転引越業務(仮病棟等への移転を含む。)」には患者の搬送は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>移転引越業務に、患者の搬送は含まれません。</p> <p>なお、当該業務の括弧内を訂正しています。 No.5を参照してください。</p>
9	4		第1	1	(6)	ア	<p>先行解体、代替施設整備の概要が示されていますが、これは必須条件でしょうか。もしくは提案による変更は可能でしょうか。</p> <p>表に示すのは主な先行撤去可能な建築物について機能維持の想定案を示すものであり、業務要求水準書(案)に示す機能的な要件を満たしたうえで、提案を行うことが可能です。</p>

[資料1] 実施方針本文に対する質問回答

No	該当箇所					質問	回答
	頁	項					
10	4	第1	1	(6)	ア	「レクリエーション療法センター」と「託児所」については4ページ上段表のとおり建設期間中に代替機能を確保する必要はなく、事前撤去可能と理解してよろしいでしょうか。(体育館の機能は建設完了まで必要ないとの理解でよろしいでしょうか。)	お示しのとおりです。
11	4	第1	1	(6)	ア	仮施設等の、所有権など権利関係はどのようになりますか。また所有権の移転があればその時期をご提示下さい。	施設整備後に速やかに病院機構に所有権を移転していただくことになります。
12	4	第1	1	(6)	ア	「なお、建設に当たっては、……可能なものとする。」とありますが、建設期間中も継続使用する建物は、建設用地内で管理棟、第7病棟以外に何がありますか。	業務要求水準書(案)別添資料5「既存建物棟別詳細及び建替条件」を参照してください。
13	4	第1	1	(6)	ア	建設期間中も建設用地内の南側に配置されている作業療法農園やデイケア農園と作業控室、温室、農機具倉庫などの付属施設は存置し、継続使用すると理解してよろしいですか。	農園、温室、作業小屋などについては、建設期間中の使用を想定していません。 また、業務要求水準書(案)34頁、第3の5(9)農園に示す温室、屋外作業控室などは、新病院の引渡しまでに建替えるものとします。
14	4	第1	1	(6)	ア	表中に、仮病棟等で代替の確保が必要な機能が示されていますが、それぞれの機能の要求水準をお示し願います。また、仮病棟等の機能の確保が評価の対象になるのですか。	仮病棟等の内容については業務要求水準書(案)別添資料4「仮病棟等想定計画図」に示すとおりとします。仮病棟等の機能の確保は要求水準です。
15	4	第1	1	(6)	ア	表中に、リクリエーション療法センターと託児所は仮病棟等で代替の確保が必要でないと示されていますが、確保したとしても、評価の対象にはならないと理解してよろしいですか。	お示しのとおりです。
16	4	第1	1	(6)	ア	第5病棟、第6病棟は建設期間中改修して継続使用する計画については、提案により代替機能を確保した場合、先行撤去は可能でしょうか。	第5病棟及び第6病棟の先行撤去については不可とします。
17	4	第1	1	(6)	イ (7)	仮病棟等に係る維持管理は、病院機構が事業者以外に直接発注されるとの理解でよろしいでしょうか。	仮病棟等に係る維持管理は、病院機構が直接行う、あるいはPFI事業者以外に直接委託するものとします。
18	4	第1	1	(6)	イ (7)	「要求水準を満たすために必要な修繕・更新等は……全て、本事業の範囲内とし……」とありますが、医療環境の変化に対応した病院の機能更新等に伴うものは、これに該当しないと理解してよろしいでしょうか。	お示しのとおりです。要求水準を満たすために必要な修繕・更新等に医療環境の変化に対応した病院の機能更新等に伴うものは該当しません。
19	4	第1	1	(6)	イ (7)	大規模修繕や模様替え等は含まれないと理解してよろしいでしょうか。	事業期間中、要求水準を満たすために必要となる修繕は、規模を問わず、事業者の業務とします。 また、維持管理期間中における病院機構の要望による間仕切りや仕様の変更などの模様替えは含まれません。
20	4	第1	1	(6)	イ (7)	の欄に「要求水準を満たすために必要な修繕・更新はその規模にかかわらず、全て、本事業の範囲とし、PFI事業者が行うこととする。」との記載がありますが、本事業はBTO方式であり、病院機構様に建設後施設の所有権を移転することに鑑みますと、所有者の判断として、病院機構様が自ら「修繕・更新」を行うことや、「要求水準を満たすため」以外の目的で病院機構様が「修繕・更新」を行う可能性もあるかと存じます。質問ですが、病院機構様の や の様な行為は想定する必要は無いのでしょうか。また、想定する必要がある場合、 や の行為を病院機構様が行われる場合は、事業の円滑な継続のために、PFI事業者と十分な協議を経て行われるとの理解でよろしいでしょうか。	のような病院機構の判断による修繕・更新は想定していません。また、 の場合には当然PFI事業者と協議を経て行うこととなります。

[資料1] 実施方針本文に対する質問回答

No	該当箇所					質問	回答	
	頁	項						
21	4	第1	1	(6)	イ	(7)	「要求水準を満たすために必要な修繕・更新はその規模にかかわらず、全て、本事業の範囲」とありますが、要求水準を満たしておれば、提案どおりの修繕・更新を行わなくても、維持管理業務の対価は減額されずに支払われるものと考えてよろしいでしょうか。	本件応募者提案等に記載された性能又は水準が、本件入札説明書等に記載された性能又は水準を上回る場合は、その限度で本件応募者提案等の記載が本件入札説明書等の記載に優先するものとしますので、提案どおりに修繕・更新業務を実施していただくことを前提とします。ただし、病院機構のモニタリングの結果、当該修繕・更新業務を実施しないことが合理的であると判断した場合の取扱いについては別途協議することとします。 詳細は、後日公表する事業契約書(案)等に示します。
22	4	第1	1	(6)	イ	(9)	利便サービス提供業務の計画立案にあたり、現状の収支状況をご教示ください。	売店の収支は病院機構が把握するところではないため、公表はできません。なお、利用客数は業務要求水準書(案)にて提示しています。
23	4	第1	1	(6)	イ	(9)	利便サービス提供業務は独立採算方式の形態となっておりますが、施設使用に関する契約条件(施設使用料算定根拠含む)を各業務別(売店運営・自動販売機運営・コインランドリー運営・私物洗濯業務)に御教示下さい。また、売店運営業務については、仮施設時における条件も併せて御教示下さい。	施設使用料は「地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産貸付規程」によります。詳細については、[別紙2]を参照してください。 なお、仮設施設の施設使用料についても上記と同様です。
24	4	第1	1	(6)	イ	(9)	「売店は平成20年4月1日より事業者が運営する」とありますが、これは利用者にサービスを提供開始する日(所謂、開店日)を指すものであり、この条件は必須との認識で宜しいでしょうか。また、現在の売店は平成19年度末まで運営されるのでしょうか。	現在の売店は平成20年3月31日まで運営の予定です。したがって、平成20年4月1日よりPFI事業者が売店運営業務を開始してください。
25	4	第1	1	(6)	イ	(9)	売店は先行して運営開始する旨記載ありますが、施設使用料の金額及び負担開始日を御教示ください。	施設使用料については、No.23を参照してください。 また、施設使用料金の負担は、売店の運営開始日(平成20年4月1日)からとします。
26	4	第1	1	(6)	イ	(9)	利便サービス提供業務については「業務要求水準書(案)」55頁に「…使用料は、利便サービス提供業務を除き、徴収しない。」との記載があることから、使用料が徴収されるものと理解しますが、どのような計算で算出されるのでしょうか。当該業務には6つの業務が「業務要求水準書(案)」83頁以降に記載されておりますが、これら6つの業務全てについて、使用料が徴収されるのでしょうか。	施設使用料の算出方法については、No.23を参照してください。 なお、施設使用料は、売店、自動販売機、コインランドリー(洗濯機等)、喫茶など、施設の一部を占有する場合に必要です。
27	4	第1	1	(6)	イ	(9)	「なお、売店は平成20年4月1日より事業者が運営することとする。」とありますが、設定されています日程から考えますが、現在の施設内での売店運営となると思われます。利便サービス提供業務のうち先行して開始されます、売店業務に関する施設使用料は、新施設の竣工の前後において、同額であるとの理解でよろしいでしょうか。(新しい施設の方が使用料が高くなるのではないかと、というシンプルな思いからの質問です。)尚、いずれにしても、使用料の計算方法については、ご教示をお願いします。	売店については、平成20年4月1日から運営開始することとしており、仮設売店によることを想定しています。施設使用料の金額については、No.23のとおり、固定資産の価額、占有面積により算定することとしていますので、仮設売店の施設使用料と新病院における施設使用料は同額としないものと想定しています。
28	5	第1	1	(7)			平成20年4月1日より「売店運営業務の開始」とのことですが、既存コンビニエンスストアとの契約は平成20年3月31日をもって終了するとの理解でよろしいでしょうか。	No.24を参照してください。
29	5	第1	1	(7)			新病院施設への移転引越し業務は、開院準備期間である、平成22年7～9月の3ヶ月間に完了すれば宜しいのでしょうか。具体的な完了時期があれば、御教示下さい。	平成22年10月1日の開院に支障のないよう実施してください。

[資料1] 実施方針本文に対する質問回答

No	該当箇所					質問	回答
	頁	項					
30	5	第1	1	(7)		平成23年度3月末日に「外構等の引渡し・解体撤去業務の完了」とありますが、この条件は必須でしょうか。仮にこの条件等のみを変更する場合(新病院開院のスケジュールは遵守)、別紙2の「地方独立行政法人法」第25条に定める中期目標の変更該当し、議会の議決等の手続きを要するのか、御教示下さい。	ご質問の条件(「平成23年3月末日 外構等の引渡し・解体撤去業務の完了」)は必須です。また、ご質問にある条件の変更による中期目標・中期計画の変更は不要と考えています。
31	5	第1	1	(7)		設計及び建設期間が明示されていませんが、予定としては具体的にいつからいつまでをお考えでしょうか?	平成22年7月1日に引渡し可能なように提案してください。なお設計期間については契約締結日から1年間は確保してください。
32	5	第1	1	(8)		「病院機構は一括払いの財源として、大阪府からの長期借入金を充当する予定」とありますが、大阪府における議会承認はいつ頃される予定でしょうか。	大阪府議会の承認は、借入れ(一括払いの時点)までに行われる予定です。
33	5	第1	1	(8)		「大阪府からの長期借入金を充当する予定」に関し、今後のスケジュール及び見通しに関し御教示下さい。	No.32を参照してください。
34	5	第1	1	(8)		「なお、病院機構は一括払いの財源として、大阪府からの長期借入金を充当する予定である。」との記載がありますが、大阪府様の当該長期貸付に関する議会承認は取得済みとの理解でよろしいでしょうか?未取得の場合は、いつの議会で承認となると考えればよろしいでしょうか。	
35	5	第1	1	(8)		一括払いの財源は大阪府様からの長期借入金とのことですが、一括払いの対象とならない部分は「5年割賦」の財源についてご教示下さい。	病院機構の医業収益等、病院機構の収入から支払うものです。
36	5	第1	1	(8)		施設整備関連業務の対価について、一括払いの対象となる項目と対象にならない項目を具体的に御教示下さい。	後日公表する事業契約書(案)等に示します。
37	5	第1	1	(8)		P3にある施設整備関連業務のうち(イ)備品調達業務及び(ウ)移転引越し業務は一括払いと理解して宜しいでしょうか。	
38	5	第1	1	(8)		一括払いとならない部分については5年間で割賦払いとありますが、割賦の開始時期をご教示願います。	後日公表する事業契約書(案)等に示します。
39	5	第1	1	(8)		「維持管理・運営期間中に5年間で割賦払いを行う。」とありますが、平成27年6月30日までに支払うとのことではよろしいでしょうか?	
40	5	第1	1	(8)		一括払いの対象とならない部分は「5年間で割賦払いを行う。」とのことですが、「元利均等か元金均等か」、「年何回の支払いか」、「後払いか、先払いか」について、現在想定されるお考えをご教示頂きたく、お願いします。	
41	5	第1	1	(8)		維持管理・医療関連サービス等業務の対価についての支払いは回数と時期をご提示下さい。	
42	5	第1	1	(9)		「事業期間の終了時に府立精神医療センターの施設が良好な状態に保たれていることを確認し、...PFI業者から引き継ぐ。」とありますが、良好な状態の具体的な定義についてご教示願います。	業務要求水準書(案)57頁、1建築物保守・点検、修繕・更新業務(3)要求事項、59頁、第2の2建築設備保守・点検、修繕・更新業務(3)要求事項、60頁、3外構保守・点検、修繕・更新業務(3)要求事項に示すように、事業期間終了の1年前に実施する病院機構が選定する第三者による劣化診断の結果、事業期間内に修繕・更新が発生すると診断された項目について、修繕・更新を実施した状態と考えています。
43	5	第1	1	(9)		「施設が良好な状態」の具体的内容について御教示下さい。	No.42を参照してください。
44	6	第2	2			「特定事業の選定・公表」において、VFMの詳細な算定根拠や、PSCも公表されるでしょうか。	VFMの詳細な算定根拠や、PSCを公表する予定はありません。

[資料1] 実施方針本文に対する質問回答

No	該当箇所					質問	回答
	頁	項					
45	6		第2	2		「PFI事業者との事業契約の締結」には、府議会の承認は必要ないとの理解でよいでしょうか。	お示しのとおりです。
46	6		第2	2		平成19年9月頃に予定されていますPFI事業者との事業契約の締結にあたり、大阪府の議会承認が必要となるのでしょうか。また、議会承認が必要な場合で、万一、議会承認がとれないときのリスクは病院に負担していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	No.45を参照してください。
47	7		第2	3		移転引越業務実施者の資格要件についてご教示ください。	現段階では特に想定していません。
48	7		第2	3	(1) ア	代表企業の要件として、本業務の実施に伴うSPCのキャッシュフロー赤字に際しての追加出資、劣後融資等の義務の有無についてご教示ください。	現段階で、代表企業の要件として、本業務の実施に伴うSPCのキャッシュフロー赤字に際しての追加出資、劣後融資等の義務を設けることは想定しておりません。但し、事業期間を通じて事業の安定性をいかに確保するかは事業者の提案に委ねる部分であり、落札者決定基準(案)においても重要な評価項目としています。
49	7		第2	3	(1) ウ	入札書類提出時に協力企業を全て明らかにする必要がありますでしょうか？	協力企業についても全て明らかにしてください。
50	7		第2	3	(1) エ	親会社と子会社が構成員あるいは協力企業として別々のグループで参画することは可能でしょうか。	資本面又は人事面において関連のある者同士が、構成員として別々のグループへ参画すること及び設計業務、工事監理業務、建設業務を行う協力企業として別々のグループへ参画することは自由な提案を妨げる恐れがあるため、不可とすることに実施方針を訂正します。[別紙1]を参照してください。 なお、資本面、人事面において関連のある者についての定義は、実施方針7頁、第2の3(1)オの規定のとおりです。
51	7		第2	3	(1) エ	設計・監理・建設業務以外の協力企業は、入札時に異なるグループの構成員となれるのでしょうか？	異なるグループに重複参加できるのは、設計業務、工事監理業務、建設業務を行わない協力企業のみです。したがって、ご質問のように別のグループの構成員になることはできません。
52	7		第2	3	(1) オ	「入札参加者等の変更等は認めない」とありますが、代表企業以外(構成員、協力企業)は条件が合うことを条件に追加or変更できると理解して宜しいでしょうか？	入札参加資格を満たした上で、かつ、病院機構がやむを得ないと認めた場合に限り、構成員等(構成員及び協力企業)の追加や変更が可能となります。
53	7		第2	3	(1) カ	「参加企業又は代表企業の変更以外の入札参加者等の変更等については、・・・病院機構の裁量等により、当該入札参加者等の変更等を認める」とありますが、入札書類受付日以降、事業契約締結まで代表企業または参加企業に関する変更は認められないと理解してよろしいですか。	参加企業(単独参加の企業)又は代表企業の変更は認めません。
54	7		第2	3	(1) カ	入札参加者の変更等とありますが、資格を満たしていれば構成員の追加も可能でしょうか。	No.52を参照してください。
55	9		第2	3	(2) サ	「建設業法・・・による営業停止の処分」とありますが、同処分の対象区域は近畿地方整備局管内と考えて宜しいでしょうか。	ご質問の営業停止処分の範囲が近畿地方整備局管内以外の場合でも、大阪府建設工事等指名停止要綱別表の建設業法違反に該当するため、実施方針9頁、第2の3(2)シの規定により、入札参加資格を満たさないこととなります。
56	10		第2	3	(3)	当該項目に記載のア～オの業務を行う者の資格要件については記載がございますが、それ以外の業務(例:ファイナンシャルアドバイザー、プロジェクトマネジメント)を行う者の資格要件としては、7頁の第2の3「入札参加者等の備えるべき要件」を満たせばよいとの理解でよろしいでしょうか。(例えば大阪府様の競争入札名簿への登録などは第2の3の要件を満たせば不要との理解でよろしいでしょうか。)	お示しのとおりです。

【資料1】実施方針本文に対する質問回答

No	該当箇所					質問	回答	
	頁	項						
57	10	第3	3	(3)	ア	(1)	設計業務及び工事監理業務を行なうものは特別目的会社への出資企業としての参加は義務付けられないと考えて良いでしょうか。	設計業務及び工事監理業務を行う場合でも、構成員として参加する場合は、特別目的会社への出資義務があります。協力企業として参加する場合は、特別目的会社への出資義務はありません。
58	10	第2	3	(3)	ア	(1)	b精神病床300床以上の病院の設計を行った実績とありますが、これは1つの病院かつ1つの契約による病床数ということではなく複数の病院または複数の契約による病床計ということによるのでしょうか。	精神病床300床以上の病院の設計実績とは、一の病院を一の契約により新築、増築、改築または移転した当該設計業務の対象部分が精神病床300床以上ということです。 なお、工期ごとに契約が分かれていても、一連の工事である場合は一の契約とみなします。
59	10	第3	3	(3)	ア	(1)	精神病院300床以上の設計を行なった実績とは新築工事で実施設計まで行なった業務(増改築により300床を越えるものは含まない)と理解して良いのでしょうか。	増改築であっても、当該設計業務の対象部分が300床以上であれば含まれます。 No.58を参照してください。
60	10	第2	3	(3)	イ	(1)	b300床以上の病院の病院の建築一式工事の工事監理を行った実績とありますが、これは1つの病院かつ1つの契約による病床数ということではなく複数の病院または複数の契約による病床計ということによるのでしょうか。	300床以上の病院の建築一式工事についての工事監理実績とは、一の病院を一の契約により新築、増築、改築または移転した当該工事監理業務の対象部分が300床以上ということです。 なお、工期ごとに契約が分かれていても、一連の工事である場合は一の契約とみなします。
61	10	第3	3	(3)	ア	(1)	300床以上の病院の建築一式工事について工事監理を行った実績とは新築工事であること(増改築により300床を越えるものは含まない)と理解して良いのでしょうか。	増改築であっても、当該工事監理業務の対象部分が300床以上であれば含まれます。No.60を参照してください。
62	11	第2	3	(3)	ウ	(7)	建築一式工事を担当する建設企業以外の者に、電気工事、管工事を担当させない場合、(ア)の要件を満たせば、(イ)と(ウ)の要件を満たす必要がないと理解してよろしいですか。	お示しのとおりです。
63	11	第2	3	(3)	ウ	(7)	d. の300床(精神病院に限らない。)以上の病院の「建築一式工事」は、「建築一式工事」の表記誤りと考えて宜しいのでしょうか。	訂正します。[別紙1]を参照してください。
64	11	第2	3	(3)	ウ	(7)	「監理技術者を選任で配置すること」とありますが、やむを得ない場合には、実際に配置する技術者を、規定されている要件を満たす他の技術者を変更することは可能でしょうか。	やむを得ないと機構が認める場合で、資格要件を満たしている者との変更は認めます。
65	11	第2	3	(3)	ウ	(1)	b.「電気工事について・・・経営事項審査を受けた者」とありますがこの場合は、建築一式工事のように総合評定値の基準はないと理解してよろしいのでしょうか。(p.12管工事についても同様)	大阪府建設工事一般競争(特定調達)入札参加資格の認定を受けていることを除き、基準はありません。
66	11	第2	3	(3)	ウ	(7)	「300床以上の病院の建築一式工事の経験を有する者」とありますが、完工実績は民間工事でもよろしいのでしょうか。	発注主体は問いません。
67	11	第2	3	(3)	ウ	(7)	300床(精神病床に限らない)以上の病院の建築一式工事とありますが、一般病床300床以上の実績と考えてよろしいのでしょうか。	用語を「建築一式工事」に訂正しています。 No.62を参照してください。300床(精神病床に限らない)以上の病院の建築一式工事とは、一般病床300床以上の実績という意味です。
68	12	第2	3	(3)	エ		建設業法第3条第1項の規定により、土木工事業、建築工事又はとび・土木工事業にかかる特定建設業許可のみが資格要件であり、大阪府入札参加資格及び発注実績等は問わないと理解してよろしいのでしょうか。	解体撤去業務を行う者の資格等要件として、大阪府建設工事一般競争入札参加資格、大阪府建設工事指名競争入札参加資格及び実績は問いません。
69	13	第2	3	(3)	オ		警備、食事提供、洗濯、医事業務以外の業務については資格等は不要と考えて宜しいのでしょうか。	ご質問の業務以外の業務を実施する者については、実施方針7頁、第2の3(1)及び(2)の資格要件を満たしている必要があります。
70	13	第2	3	(3)	オ		維持管理・医療関連サービス等の業務を担当する者については、「実績」は求められないとの理解でよろしいのでしょうか。	維持管理・医療関連サービス等業務を行う者の資格等要件として、実績は問いません。

[資料1] 実施方針本文に対する質問回答

No	該当箇所				質問	回答	
	頁	項					
71	13	第2	3	(3)	オ	表に記載無い業務(例えばSPC統括マネジメント、SPC管理)のみを担う業者は入札参加資格登録不要と理解して宜しいでしょうか?	お示しのとおりです。
72	13	第2	3	(4)	アイ	P.7(1)カでは、変更若しくは追加又はその実施する業務まで含めた「変更等」が可能と思われませんが、(4)入札書類の受付日以降の取扱いにおける「変更」には、追加や実施する業務の変更は含まれないのでしょうか。	ア及びイにおいて認めている「変更」は、7頁で規定する「変更等」と同じ意味です。ア及びイの表現を訂正します。[別紙1]を参照してください。
73	13	第2	3	(4)	イ	「落札者の決定の翌日から事業契約締結の日までに入札参加者等が入札参加資格を満たさなくなった場合は、病院機構の裁量により、事業契約を締結せず又は基本協定の解除を行うことがある。」との記載があります。大阪府様が発注者となる近時のPFI事業において、「PFI事業者の責めに帰すべき事由により事業契約が締結されない場合は、総事業費の2%の違約金をPFI事業者は支払わなければならない。」との趣旨の規定が入札説明書等に記載されております。本事業は大阪府様の発注事業ではございませんが、同様の違約金を設定されるお考えでしょうか。本事業は、事業規模が大きく、且つ、入札参加者(入札グループの構成員や協力企業)の失格のリスク(=事業契約を締結できないことによる違約金負担リスク)の存在を考慮しますと、入札への参加意思を決定する際の大きな課題となります。入札参加の検討を進めるための、重要な点ですので、お早めにお考えをご教示下さい。	違約金の取り扱いについては現在検討中です。後日公表する事業契約書(案)等に示します。
74	13	第2	3	(4)	イ	イの「落札者の決定の翌日から…事業契約を締結せず又は基本協定の解除を行うことがある」とありますが、この場合、府が過去に実施した他のPFI事業同様に、当該者には違約金等の支払い義務が発生するスキームを御検討されているのでしょうか。	
75	14	第2	4	(1)		今後、現状把握及び提案の質の向上のため、(審査委員会委員以外の)病院側に対するヒアリングの機会を設けて頂くことは可能でしょうか。	ご質問のような機会は設ける予定はありません。質問回答などの機会を活用してください。
76	14	第2	4	(1)		審査委員会委員に河 建人(医療法人河 会)と記されていますが、空欄に文字が抜けています。	正式には、河「山奇」 建人(医療法人河「山奇」会)となります。機種依存文字(外字)のため、システム環境によっては文字化けが起きます。 なお、現在公表している資料は文字化けしない資料に差し替え済みです。
77	14	第2	4	(3)		PFI選定事業者として選定され、特定目的会社が設立された後、特定目的会社に起因する事由により事業契約の締結に至らなかった場合は、当該特定目的会社には、違約金の支払い義務等、何らかの責を負うこととなりますか。	特別目的会社が設立された後、事業契約の締結に至るまで、落札者又は特別目的会社に起因する事由により事業契約の締結に至らなかった場合の一切の義務は、落札者が負うこととなります。 詳細については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
78	14	第2	4	(3)		「病院機構は…特別目的会社をPFI事業者として選定する。」との記載がありますが、選定の際には特別目的会社は存在しませんので、僭越ながら、「入札参加者(またはグループ)を選定する」というような表現が妥当と思料しますがいかがでしょうか。	PFI事業者については、選定事業者審査委員会の審査結果を受け、病院機構の理事会での承認を得て、選定します。 なお、実施方針の表現については訂正します。[別紙1]を参照してください。
79	14	第2	6	(2)		設立にあたり、会社機関・資本金等、設立される株式会社に条件や制限はありますか。	特別目的会社の設立に当たり、一定の条件を設ける予定です。詳細は、後日公表する事業契約書(案)等に示します。

[資料1] 実施方針本文に対する質問回答

No	該当箇所				質問	回答
	頁	項				
80	15	第2	5	(1)	入札参加者から提出された提案書などの書類を病院機構が使用する場合は、入札参加者の了承を得てから行うものとの認識で宜しいでしょうか。	審査結果の公表に当たり、落札者の提案内容の概要を示すために一部図面等を使用する場合については、特に入札参加者の了承を得る等の手続きは踏まないことを想定していますが、具体的に公表の対象となる資料等の詳細については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。また、その他の場合については、入札参加者の了承を得てから行うこととします。
81	15	第2	5	(1)	「ただし、病院機構は、審査結果等の公表、本事業に関する報告等のために、入札参加者から提出された提案書などの書類を無償で使用できるものとする。」との記載がありますが、「提案書」には、入札参加者のノウハウが記載されております。提案書の公開の際には、事前にその内容につき、入札参加者にご相談頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	
82	15	第2	6	(2)	設立する特別目的会社の議決権割合を維持する限りにおいては、第3者による追加出資、出資者の株式持分の一部売却は可能と理解して宜しいでしょうか？	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
83	15	第2	6	(2)	特別目的会社の代表者に対して求められる要件があれば、ご教示ください。	現在のところ、特に想定しておりませんが、要件等を求める場合、後日公表する事業契約書(案)等に示します。
84	15	第2	6	(2)	「参加企業が保有する当該特別目的会社の…50%を超えるものとする。参加グループの場合は、代表企業及び建設企業の両者が併せて…50%を超えるものとする」とありますが、代表企業以外の主たる出資者を維持管理・運営企業ではなく、建設企業と明確に指定する理由を御教示下さい。また建設JVで参画した場合は、構成員である建設企業全体の出資比率が代表企業と併せて50%を超えれば良いとの認識で宜しいでしょうか。	本事業におけるSPCの業務内容の中で中心的な位置を占める建設業務を担当する企業が、事業期間を通じて責任を持って、主体的に本事業に関与していただきたいという考えからです。建設JVとして参加する場合には、お示しのとおりです。ただし、建設JVを構成する建設企業全てに出資を求めているものではありません。
85	15	第2	6	(2)	「参加企業又は代表企業及び構成員は特別目的会社に出資する」とは、構成員となった場合は出資が必須とのことでしょうか。また、協力企業が出資することは可能でしょうか。	構成員は特別目的会社へ出資する必要があります。また、設計業務、工事監理業務、建設業務以外の協力企業につきましては、多くの企業グループの応募を得るため、重複して参加できることとしておりますが、事業の実施段階におきましては、できるだけ出資していただき、事業に主体的に取り組んでいただきたいと思います。
86	15	第2	6	(2)	「…担保権などの設定、譲渡その他一切の処分を行ってはならない。ただし、病院機構が書面により事前に承諾した場合はこの限りではない。」との記載がありますが、本事業に関する資金調達のために、金融機関に対し、株式を担保提供することが必要な場合は、ご承諾を頂けるとの理解でよろしいでしょうか。	個別の条件に応じて担保提供することの是非を検討します。
87	15	第2	6	(2)	「参加グループの場合は、代表企業及び建設企業の両者が併せて保有する当該特別目的会社の株主総会における議決権が、総株主の議決権の全体の50%を超えるものとする。」との記載がありますが、代表企業を建設企業が兼ねる場合は、代表(建設)企業一社で議決権の50%を超える必要があるということでしょうか。代表企業と建設企業が異なる場合は、二社間の出資割合は提案者に任されるとの理解でよろしいでしょうか。代表企業と建設企業の二社で議決権の50%を超えるものとする、との趣旨の規定を設定された背景、お考えについてご教示下さい。	代表企業以外に出資をする建設企業がある場合は、併せて50%を超えることも認められます。代表企業以外に出資をする建設企業がない場合は、お示しのとおりです。についてはお示しのとおりです。建設企業へも出資を求めている主旨はNo.84を参照してください。
88	15	第2	7		「入札参加者に生ずる本入札への参加にかかる費用は、すべて入札参加者の負担とする。」との記載がありますが、これは「当該費用を病院機構様は負担しない。」ということを定めて規定であり、落札後、設立される特別目的会社の負担とすることを、妨げる規定ではないとの理解でよろしいでしょうか。	この記載は、当該費用を入札参加者が負担することを定めた規定であり、落札後設立される特別目的会社が負担することを認めたものではありません。

[資料1] 実施方針本文に対する質問回答

No	該当箇所					質問	回答
	頁						
89	17		第4	1		敷地の高低関係がわかる図面をお示しいただけませんでしょうか。	参考資料(注)を参照してください。 (注)参考資料は電子データで配布しています。 未記録の状態のCD-Rメディアと交換 期間:平成18年11月6日(月)から29日(水) 場所:公共建築室特別建築課
90	16		第3	2		本項に規定されている事業契約の保証を行う期間は、施設整備業務の期間と理解して宜しいでしょうか。	後日公表する事業契約書(案)等に示します。
91	16		第3	2		詳細は入札説明書にて示されるとのことですが、列挙されております「履行保証保険の締結」や「保証の付保」の対象業務や付保期間について、現在想定されている範囲でご教示下さい。	
92	16		第3	2		いずれかの方法により事業契約の保証を行うとありますが、選定事業者がその方法を選択すると理解で宜しいでしょうか。	病院機構が示す方法の中から、PFI事業者が選択することとします。詳細は、後日公表する事業契約書(案)等に示します。
93	16		第3	3	(1)	施設整備関連業務については、サービス対価の減額は行われないと理解でよろしいでしょうか。	後日公表する事業契約書(案)等に示します。
94	16		第3	3	(1)	PFI事業者の財務状況についてのモニタリングによるペナルティ(サービス対価の減額)は無いとの理解でよいでしょうか。	
95	17		第4	1		建蔽率・容積率を算出する際の基準面積はいつ公表されるのでしょうか。	業務要求水準書(案)8頁、第1の1事業予定地の概要を参照してください。
96	17		第4	3	(1)	現況の病院の所属部署ごとの職員数をご教示ください。	[別紙3]を参照してください。
97	18		第4	3	(2) ア	延べ面積は、必要な場合は超えてもかまわないでしょうか。それとも上限と考えるべきでしょうか。	全体の延べ面積は、±5%を上下限とします。 なお、各室については、11月1日に公表した業務要求水準書(案)付属資料「諸室シート凡例及び諸室共通事項」の2.用語の面積の項目及び「諸室シート」に示す条件を満たすよう計画してください。
98	18		第4	3	(2) ア	新病院の所属部署ごとの予定職員数をご教示ください。	11月1日に公表した、業務要求水準書(案)付属資料「諸室シート」各諸室の(2)使用人数を参照してください。
99	18		第4	3	(2) イ	病床数ダウンサイジングされるにあたり、新病院での予想患者数・外来数及び、職員配置予想人数などについて、可能な限り、ご教示ください。	外来患者数については、業務要求水準書(案)付属資料「新病院の運営等について」を参照してください。 入院患者数については、約400名と想定しております。 職員配置については、98を参照してください。
100	18		第4	3	(2) イ	現状から病床数の変更で合計が減っていますが、514床の維持をしなくてよろしいのでしょうか？	平成14年9月の大阪府衛生対策審議会答申、平成15年3月の大阪府「府立の病院改革プログラム:診療機能の見直し編」等で示された方針に基づき、病床数を440床とするものです。
101	18		第4	3	(2) ア	第1種自閉症児施設は、病院施設の児童思春期部門内にあるとの認識でよろしいですか。	お示しのとおりです。
102	19		第6	1	(1) ウ	「…PFI事業者に対して違約金又は損害賠償の請求等を行うことができるものとする。」との記載がありますが、違約金か損害賠償のどちらかの請求がされるとの理解でよろしいでしょうか。違約金として想定されている金額(算出方法)について、お考えをご教示下さい。事業ストラクチャーについての検討をするために重要な点ですので、ご回答をよろしく願います。	、ともに、後日公表する事業契約書(案)等に示します。
103	19		第6	2	(1) ウ	事業者の責による違約金又は損害賠償の具体的な規定は事業契約(案)等により、事前開示されるとの理解で宜しいでしょうか？	お示しのとおりです。後日公表する事業契約書(案)等に示します。

【資料1】実施方針本文に対する質問回答

No	該当箇所					質問	回答
	頁	項					
104	20	第6	1	(3)		「当該解約時までに行ったサービスの対価に一定の調整を加え…」とありますが、どのような方法で調整をお考えでしょうか。	後日公表する事業契約書(案)等に示します。
105	20	第6	1	(3)		一定の調整とありますが、具体的にどのような調整が行われるのですか？	
106	20	第6	1	(3)		「…病院機構は、PFI事業者に対し、当該解約時までに行ったサービスの対価に一定の調整を加え、一括又は分割で支払う。」との記載がありますが、一定の調整とはどのような行為を意味するのでしょうか。例えば施設整備関連業務の対価に関しては一括払いと5年割賦の部分がございいますが、この対価はいずれにしても、引渡し完了していれば、PFI事業者の債権としては確定しているものですので、調整などはなしえないものと理解しております。維持管理などの業務については、業務を行った期日までの「日割り」等の調整が行われることは理解しております。お考えにつきご教示下さい。	
107	20	第6	1	(3)		当該解約時までに行ったサービスの対価に一定の調整を加えるとは具体的にどのようなものですか。	
108	20	第7	3			必要な協力とありますが、どのような協力を想定されていますか？	許認可申請に当たり、病院機構の協力が必要となった場合の支援を想定しています。
109	21	第8	2			第2回目の見学会は、第1回目とどのように違うのか、可能な限り、ご教示ください。また既存の樹木の状況や敷地境界の状況の把握ができるようご配慮願います。	前段については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。後段の樹木等の現況などは、見学会などで把握いただくよう考えております。
110	22	第8	3	(2)		「回答を要しないと病院機構が認めるものを除き」とありますが、この場合、質問者には回答がいただけると考えてよいでしょうか。	本事業に直接関連がない等の理由により回答を要しないと病院機構が認めるものについては回答は行いません。
111	22	第8	3	(2)		提出された意見に対するコメントは頂けるとの理解でよいでしょうか。	回答を要すると病院機構が認めるものについてのみ、意見に対する回答を行います。
112	23	別紙1				「年齢別・対象患者別に…」とありますが、現状の患者数に関する情報(性別、年齢別、病棟別等)は公表されるのでしょうか。	[別紙4]を参照してください。
113	23	別紙1				「措置入院と緊急措置入院」がありますが、両者の違いについてご教示下さい。	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」第29条(措置入院)及び第29条の2(緊急措置入院)をご覧ください。
114	27	別紙4				第3条の二の「公正な競争の…連合した者」とありますが、同機構が発注者となる事業が対象と理解してよろしいですか。	病院機構が発注者となる事業以外も対象となります。
115						建設用地の東側の利用方法は、どのようにお考えでしょうか。用途などわかりましたらお教えください。	Bゾーン・Cゾーンについては、別途、活用方策を検討することとしています。

【資料2】リスク分担(案)に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項						
1	想定されるリスク 分担(案)							消費税の変更リスクは貴府負担と考えてよろしい ですか。	維持管理・運営段階における消費税の変更リス クは病院機構が負担します。詳細は、後日公表す る事業契約書(案)等に示します。
2	想定されるリスク 分担(案)							議会における議決が成されない場合のリスクは 貴府負担と考えて宜しいですか。	【資料1】実施方針本文に対する質問回答No.45 を参照してください。
3	想定されるリスク 分担(案)							既存改修工事が事業に含まれていますが既存 施設の瑕疵担保リスクについて明示がありが せん。このリスクは病院が負担者でよろしいで しょうか。	お示しのとおりです。ただし、改修部分につい ては事業者の瑕疵とします。
4	選定段階 ・契約リスク							契約リスクに「上記以外のもの」で病院と事業 者の両者に がついています。具体的にどのよ うな場合を想定されているかご教示下さい。	自然災害などの不可抗力による影響のため、事 業契約の締結が合理的でない判断される場合 を想定しています。
5	全段階共通 ・許認可リスク							取得すべき許認可の内容をご教示ください。	各関連法令に準拠し、諸官庁協議のもと、許 認可申請等を実施してください。
6	全段階共通 ・税制度リスク							税制度リスクの「上記以外の税の変更・新設」リ スクには消費税率の引き上げも含まれるとの理解 でよろしいでしょうか。	税制度リスクの「上記以外の税の変更・新設」リ スクには消費税の変更リスクも含まれます。
7	全段階共通 ・住民等対応リス ク							「事業者が行う提案内容に起因する」の箇所は、 「事業者の責によるリスク」という理解で宜しい でしょうか。	事業者が行う提案内容に起因するリスクは、事 業者の責めによるものと考えます。
8	全段階共通 ・住民等対応リス ク							住民対応については、事業者に起因するもので あっても、事業者のみでの対応が困難な場合も 想定されるため、その場合には、病院側のご協 力も頂けるとの理解でよいでしょうか。	病院が合理的な範囲内でこれに協力します。
9	全段階共通 ・住民等対応リス ク							「全段階共通」の「社会リスク」の「住民対応 リスク」に「事業者が行う提案内容に起因する 反対運動・訴訟・苦情・要望に関するもの」に ついて事業者に が付されていますが、「提案内 容」は「要求水準」に基づいて作成されてお りますので、当該記載のひとつ上の欄の「事 業そのものに対する…=病院に」のリスクとの 線引きが明確でないと考えます。お考えにつ きご教示下さい。	事業そのものに対する反対運動・訴訟・苦情・ 要望等については、選定された提案内容に関 わらず対応が必要なリスクですので病院の負 担としますが、要求水準書に基づき事業者か ら提案された内容に起因して反対運動・訴訟 ・苦情・要望が起きた場合のリスクについ ては、事業者の負担と考えます。
10	全段階共通 ・住民等対応リス ク							住民等対応リスクについて、要求水準書など、 公表されている文書の内容による反対運動等は、 病院サイドのリスク負担と考えてよろしいで しょうか。	No.9を参照してください。
11	全段階共通 ・周辺影響対策 リスク							本項でいう「周辺」とはどの範囲を指すのか ご提示ください。	本事業の実施に関して生活環境に影響を及 ぼす範囲を指しています。
12	全段階共通 ・不可効力リス ク							事業者による従分担保は、どのような内容で、 どの程度の割合での負担を想定しているの でしょうか。	後日公表する事業契約書(案)等に示します。
13	全段階共通 ・不可抗力リス ク							施設引渡し後の不可抗力による施設への影 響については、通常は建物所有者の負担にて 補修・修繕するのが一般的と考えます。リス ク分担にて事業者が従分担保する内容につ いてご教示願います。	
14	全段階共通 ・不可抗力リス ク							不可抗力リスクの内、保険にてカバー出来 ないものに関して、事業者は従負担とあり ますが、具体的にどのような負担があるの でしょうか?御教示下さい。	
15	設計・建設・移 転段階 ・施設損傷リス ク							施設損傷リスクのうち「…施設引渡し前 に患者の行為等で発生した施設の損傷の うち、保険でカバーできる範囲内のもの」 は事業者の主分担保とありますが、この保 険でカバーできる事象とはどのようなもの を想定されているのかご教示願います。	保険でカバーできる事象については、各保 険の条件により異なるものと考えます。
16	設計・建設・移 転段階 ・金利変動リス ク							「設計・建設・移転段階」の「建設リス ク」の「金利変動リスク」において病院に が付されています。建設期間のPFI事業 者が建設代金の中間払いなどで必要資金 を調達することが想定されますが、その金 利変動リスクを病院にて負担するという 考え自体には事業の安定性の観点から異 論唱えるものではありませんが、どのよ うな方法によって、病院にて負担するこ とを想定されているのかお考えをご教示 下さい。	「設計・建設・移転段階」の「建設リス ク」の「金利変動リスク」において病院に を付した意図は、本事業における施設 整備費の割賦支払にかかる割賦利息は、 事業者の入札時における提案によるこ とを想定していますが、その割賦利息を 構成する基準金利を、金利変動をもと に引渡し時に見直すことにより、病 院機構がその変動を負担することを 意図しています。したがってご質問 のような事業者の資金調達にかかる 金利変動を病院機構が負担するこ とは想定しておりません。誤解が生 じないよう、当該リスクの内容を訂正 しますので、[別紙1]を参照してく ださい。なお、詳細は、後日公表 する事業契約書(案)等に示します。

[資料2] リスク分担(案)に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
17	維持管理・運営段階 ・施設損傷リスク						患者の行為等で発生した施設損傷のうち、保険でカバーできる範囲内のもは、病院負担と理解してよろしいですか。	PFI事業者が本事業に伴い付保している保険でカバーできる範囲内のもは、事業者の負担とします。[別紙1]を参照してください。
18	維持管理・運営段階 ・施設瑕疵リスク						維持管理・運営段階において施設瑕疵リスクにおける瑕疵担保期間が「施設の引渡しから5年」となっていますが、通常のPFIでは2年程度のもが見受けられます。今回、5年とした理由があればご教示下さい。	民法第638条の規定により設定しています。
19	維持管理・運営段階 ・施設瑕疵リスク						施設瑕疵担保期間に関しては、他PFI案件及び民間約款に準じて2年間が妥当と考えますがいかがでしょうか。また、5年とした理由についてご教示願います。	No.18を参照してください。
20	維持管理・運営段階 ・施設瑕疵リスク						「維持管理運営段階」の「施設瑕疵リスク」の「施設瑕疵担保期間(施設の引渡しから5年)における瑕疵」について事業者に が付されております。この記載の中で「施設の引渡しから5年」とありますが、施設の瑕疵の関連法令により「2年」がその期間に該当するものと理解します。本事業はBTO事業であり、所有権は引渡しと同時に病院機構様に移転されることを考えますと、法令に従って、「2年」として頂くのが妥当と考え、また「5年」はPFI事業者にとって過大なリスクと考えます。お考えにつき、ご教示下さい。	No.18を参照してください。
21	維持管理・運営段階 ・施設瑕疵リスク						構造耐力上主要な部分及び雨水浸入を防止する部分における瑕疵を瑕疵担保期間経過後も補償することは、住宅品確法の定めにより住宅新築に対して課せられるものと理解しております。本件に関しては法の適用はないと考えますがいかがでしょうか。	多数の入院患者が生活する本件施設の特徴に鑑み、必要な要件と考えます。
22	維持管理・運営段階 ・医療関連サービス費用リスク						「患者数等の変動に伴う費用の増減に関するもの」に対し事業者にも従分担保を設定されていますが、具体的にどのようなケースにどの程度の負担を想定されているのかご教示下さい。	後日公表する事業契約書(案)等に示します。
23	維持管理・運営段階 ・医療関連サービス費用リスク						医療関連サービス費用リスクで「患者数等の変動に伴う費用の増減に関するもの」について事業者が従分担保とありますが、これはどのような場合を想定されるのかご教示願います。	
24	維持管理・運営段階 ・医療関連サービス費用リスク						患者数増減による需要変動は、事業者側では管理できないリスクであり、病院側で負担すべきと考えますが、どの様なリスク負担を想定されたのでしょうか。	
25	維持管理・運営段階 ・医療関連サービス費用リスク						患者数等の変動に伴う費用の増減に関し、医療関連サービス費用で事業者が負担し得るリスクの内容を具体的に御教示下さい。	
26	維持管理・運営段階 ・利便施設リスク						利便施設の運営は、利用者数の変動(病院機能の縮小等)により大きく左右されるため、一定基準について病院側のリスク負担とすることは検討可能でしょうか。	ご意見として承ります。
27	維持管理・運営段階 ・物価変動リスク						維持管理・運営段階の物価変動リスクは病院と事業者双方が負担者になっていますが、どのようなリスクをどちらが負担するか具体的にご教示願います。	後日公表する事業契約書(案)等に示します。
28	維持管理・運営段階 ・物価変動リスク						病院、事業者共に主分担ですが、双方どの様に負担する事を想定されているのでしょうか。	
29	維持管理・運営段階 ・金利変動リスク						割賦返済部分(事業者調達部分)の金利確定時期は、現段階で何時を想定されているのでしょうか。	

[資料3]業務要求水準書(案)に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
1	一般事項						本業務要求水準書(案)において、PFI事業者の協議の相手先として「病院機構」と記載されている箇所と「病院」と記載されている箇所がございます。(大部分が「病院機構との協議」等の表現となっておりますが、13頁の第2施設整備関連業務の共通事項の欄には「病院との強制・協議」との記載がございます。PFI事業者としての協議・交渉窓口の一本化という観点から、統一を頂きたいと考えますが、お考えにつきご教示下さい。	PFI事業者との協議・交渉の窓口として、原則、「病院機構」が対応し、現場での迅速な対応が必要な場合には、窓口を「病院」としております。なお、誤解等が生じる恐れのある表現等については、入札公告時に関係書類を修正します。
2	要求水準書の位置付け	1		第1			モニタリングが行われる予定の業務につきまして具体的にご教示下さい。	事業者の範囲としている業務全てが対象となります。
3	精神病院を巡る環境変化	2		第2	1		「精神病院を巡る環境変化等」について具体的に想定される事項をお示し下さい。	精神科医療に対する考え方や診療報酬体系の変化などを想定しています。
4	実施運営	3		第2	2	(3)	「PFI事業範囲外委託業務との連携」とありますが、当該委託業務の内容と、委託業者名、要求事項等を具体的にご提示ください。	主に清掃業務を考えております。委託業者名は未定です。建築物保守・点検、修繕・更新業務と関連する事項についての協議・調整を想定しています。なお、病院機構が別途委託する清掃業務の範囲は、建物内部の清掃(PFI事業者が使用する部屋等の日常清掃、定期清掃を除く。)及び建物外部の清掃のうち窓ガラスの日常・定期清掃とします。 外構保守・点検、修繕・更新業務に示す清掃の業務内容で規定する外構の清掃には、建物周囲の清掃を含みます。また、外部建具(窓ガラスを除く)及び外壁の清掃は建物保守・点検、修繕・更新業務に含むものとします。
5	実施運営	3		第2	2	(3)	「PFI事業範囲外委託業務との連携に配慮し、連絡・調整にあたること。」とありますが、委託業者への指示・監督等は病院側が直接行うことが基本であり、業務上相互補完が必要な場合に限り、指示を受けた両者が密な連携に配慮し、連絡・調整にあたることの解釈で宜しいでしょうか。	お示しのとおりです。清掃業務など、PFI事業範囲外委託業務との相互補完が必要となる業務について柔軟な対応が可能な提案を期待しています。
6	緊急時の対応	3		第2	2	(5)	「病院が設置する医療情報システムに障害が発生した場合に備え、業務に必要な対応策を講じておくこと。」とありますが、具体的には医事業務においてPFI事業者が業務担当主体となる業務についての対策を講じるという理解でよろしいでしょうか。	医事業務を含め、PFI事業者が担当主体となる全業務を考えています。 また、医療情報システムは電子カルテシステムに訂正します。[別紙1]を参照してください。
7	緊急時の対応	3		第2	2	(5)	「業務に必要な対応策を講じる」とは、PFI事業者が行う業務に限定して医療情報システム障害による影響を想定した対応策を講じるという理解でよろしいでしょうか。	
8	緊急時の対応	3		第2	2	(5)	「…病院が設置する医療情報システムに障害が発生した場合に備え、業務に必要な対応策を講じておくこと。」とありますが、医療情報システムとはどのようなシステムなのか詳細に御教示下さい。また、事業範囲外である本業務について、事前に必要な対応策を講じておくことは、どのようなことを想定されているのでしょうか。	「医療情報システム」は「電子カルテシステム」に訂正します。[別紙1]を参照してください。 電子カルテシステムの導入により、患者や診療に関する情報の共有化を図るとともに、その有効活用により、医療の質の向上、業務の効率化を目指します。本システムは、以下の2つのシステムで構成されます(業務要求水準書(案) 参考資料12 電子カルテシステム概念図を参照)が、システム障害時の必要な対応策は、ダウン時の帳票による運用を想定しています。なお、事業者が生じた増額費用のうち合理的な範囲については、病院機構の負担と考えています。詳細は後日公表する事業契約書(案)等に示します。 (1)電子カルテ基本システム ・電子カルテ ・患者情報 ・オーダリング(処方、注射、処置、予約、X線検査、生理機能検査、臨床検査、作業療法、栄養管理等) (2)個別システム ・医事(医事会計システム) ・薬局(調剤支援、薬袋発行、処方監査、服薬指導、医薬品情報提供システム) ・X線検査(X線検査情報管理システム) ・臨床検査・生理(生理機能検査システム) ・臨床検査・検体(臨床検査システム) ・栄養管理(栄養管理、栄養食事指導システム) ・看護(看護支援システム)等

[資料3]業務要求水準書(案)に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
9	緊急時の対応	3	第2	2	(5)		「PFI事業者は、病院が設置する医療情報システムに障害が発生した場合に備え、業務に必要な対応策を講じておくこと」との記載がありますが、病院(機構)様が設置するシステムの障害発生としてどのようなものを想定したらよしいか、その対応策の検討のため、想定されるものをご提示下さい。過度に広範な対応策を講じますと、大きなコストアップに繋がってしまいます。お考えをご教示下さい。	No.8を参照してください。
10	申請業務の支援	3	第2	2	(8)		「PFI事業者は届出書類及び資料の作成などに関して支援すること」とありますが、具体的にはどういった書類及び資料を取り扱うのでしょうか?	現段階で想定できる主なものは[別紙5]を参照してください。
11	患者の行為等による損傷	3	第2	2	(9)		「…乙の帰すべき事由…」の「乙」とはPFI事業者との解釈で宜しいでしょうか。	お示しのとおりです。訂正については、[別紙1]を参照してください。
12	不測の事態への対応	4	第2	2	(10)		「PFI事業者は、業務を受託した事業者が当該業務を実施することが困難となった場合にも、業務を継続して実施するために必要な措置を予め講じておくこと。」との記載がございます。PFI事業者としても想定される事態については、その対応策を講じることが可能ですが、不可抗力などを事業者のコントロール不能なことを事由とするものについては、「予め講じておく」ことは不可能と資料します。「最大限努力」の規定として頂くか、事業契約上の不可抗力規定に結びつけるかなどの、ご検討をお願いします。	不可抗力事由に伴う不測の事態については、事業契約上の不可抗力に関する規定に準ずるものと考えます。
13	適用する図書など	5	第2	3	(2)		「本要求水準書に記載がない事項については、以下の図書などの基準などに準拠すること。」とありますが、仕様書で厳しく制限されずと民間提案の余地が少なくなり双方のメリットが減少すると考えます。PFI事業の基本原則である性能発注に出来るだけ近づけて頂くためにも「…基準に基本的に準拠すること。ただし、事業者が要求水準を満足できる性能を保証出来る工法や材料等はこの限りではない。」等への変更をご検討頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
14	優先順位	6	第2	3	(3)		実施方針の位置付けについて、ご教示下さい。	実施方針は、特定事業として選定するための事業の方針を示すものであり、入札公告以降の書類と優先順位を比較する対象とはなりません。なお、実施方針に規定する事業者選定に必要な内容は、入札公告時に公表する入札説明書等に全て記載する予定です。
15	病院施設	7	第2	5	(2)		病院施設は、必ず本館棟、成人棟、児童思春期棟の3棟に分棟する必要がありますでしょうか。場合によっては、積層も可でしょうか。	機能的分離をはじめ、要求水準が満たされている場合は、棟数はこだわりのものではありません。積層についてはサービス・供給部門以外は想定しておりません。
16	敷地の概要	8	第1	1	(1)		A,Bゾーン各区域と面積は、区域のイメージを示していると判断し、提案により境界位置を変更することは可能でしょうか?	区域面積の変更はできません。
17	敷地の概要	8	第1	1	(1)		事業区域の敷地形状について、高さ関係がわかる図面のご提示をお願いします。	参考資料を参照してください。 なお、参考資料の配布については、[資料1]実施方針本文に対する質問回答No.6を参照してください。
18	敷地の概要	8	第1	1	(1)		事業区域において、A・B・Cの3ゾーンに分かれており、新病院の建設用地としてAゾーンが計画されていますが、Bゾーンはどういった事を計画されていますか?	Bゾーン・Cゾーンについては、別途、活用方を検討することとしております。
19	インフラ整備状況及び新病院計画時の留意点	9	第1	1	(5)		インフラ整備計画検討、埋蔵文化財調査結果に対する対応の検討に際して枚方市等の関係部局、関西電力等との応札期間中のヒアリング、協議等は可能と理解してよろしいですか。	お示しのとおりです。入札参加者の責任において実施してください。
20	インフラ整備状況及び新病院計画時の留意点	9	第1	1	(5)		計画に際し、各供給事業者と十分な協議を行うとありますが、各事業者の対応窓口をご提示いただけますか。また現時点で協議を行うことは可能と考えて宜しいでしょうか。	各供給事業者との協議は入札参加者の責任において実施してください。また、対応窓口は各事業者にお問合せください。
21	インフラ整備事業及び新病院計画時の留意点	10	第1	1	(5)		光ケーブルによる引込みを検討するに際し、障害となる要因が何かありますでしょうか?	特に現在想定される問題はありますが、十分調査の上行ってください。

【資料3】業務要求水準書(案)に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
22	埋蔵文化財調査	10	第1	1	(6)		埋蔵文化財調査については、新たにPFI事業者にて実施する必要はないとの理解でよろしいでしょうか。また、もし、発掘調査が必要となった場合、その費用負担については発注者との理解でよろしいでしょうか。	お示しのとおりです。
23	埋蔵文化財調査	10	第1	1	(6)		児童思春期棟予定地である「イ部分」については、遺物が発見されたため、工事に際して、大阪府教育委員会の立会いが必要とあり、工事着手が延期されることが予想されます。埋蔵文化財リスクは病院側でのご負担と理解していますが、実際に埋蔵文化財が出て全体のスケジュールに影響する場合は、事業期間の変更せず事業終了時期を延長するのか、又は事業終了時期を変更せず、医事・維持管理・運営等業務の開始時期を遅らせるのか、どちらでご対応する予定かご教示下さい。	後日公表する事業契約書(案)等に示します。
24	埋蔵文化財調査	10	第1	1	(6)		ウ部分については、試掘調査の結果、遺構・遺物が確認されなかったとありますが、ウ部分での工事に際しては、教育委員会の確認、立会い等は不要と考えて宜しいでしょうか。	ウ部分での工事に際しては、教育委員会の確認、立会い等は不要です。
25	埋蔵文化財調査	10	第1	1	(6)		試掘調査の結果の詳細報告書があればご提示願います。またア部分の遺構と解体すべき既存建築物との位置関係、高さ関係を示す資料をご提示ください。	参考資料を参照してください。 なお、参考資料の配布については、【資料1】実施方針本文に対する質問回答No.6を参照してください。
26	埋蔵文化財調査	10	第1	1	(6)		入札前に大阪府教育委員会への問合せは行っても宜しいでしょうか？	差し支えありません。
27	整備概要	11	第1	2	(1)	ア	整備概要に、各棟の階数が指定されていますが、これ以上の階数の提案は、不可と考えるのでしょうか。	「整備の概要」に示す各棟のそれぞれの「階以下」で提案してください。業務要求水準書(案)11頁、第1の2(1)ア病院施設の表内、「階数」を「階」に訂正します。【別紙1】を参照してください。
28	新病院延べ床面積	11	第1	2	(1)	ア	病院施設の延べ床面積25,899㎡に関する、計画上の上限値、下限値があればご教示ください。	全体の延べ床面積は、±5%を上下限とします。なお、各室については、11月1日に公表した業務要求水準書(案)付属資料「諸室シート凡例及び諸室共通事項」の2.用語の面積の項目及び「諸室シート」に示す条件を満たすよう計画してください。
29	新病院	11	第1	2	(1)	ア	「延べ面積25,800㎡」は目安として、数値が上下しても宜しいでしょうか？また増減00%以内等の規定がありますでしょうか？御教示ください。	
30	新病院	11	第1	2	(1)	アイ	整備概要に、病院施設と付属施設の延べ面積が記載されていますが、提案の面積は、この面積以内と考えるのでしょうか。	
31	新病院	11	第1	2	(1)	アイ	ア、新病院及びイ付属施設に記載されている延べ面積に対し上限・下限はありますか。ある場合は値をご教示ください。	
32	整備概要	11	第1	2	(1)	ウ	井水処理施設については、既存が可能な限り既存利用をしてもよろしいですか？	業務要求水準書(案)31頁、第3の4(3)イ(ウ)井水処理施設に記載のとおりとします。
33	近隣への配慮	13	第2	1	(3)		既に府または病院機構にて近隣説明会を実施したことはあるのでしょうか。ある場合、議事録等を開示していただけないでしょうか。	近隣説明会は開催していません。なお、実施方針公表後に、地元自治会の上部組織である中宮校区及び明倫校区のコミュニティ協議会の会長に、現時点での再編整備の概況等について、それぞれ説明しました。
34	安全対策など	13	第2	1	(4)	ア	現状の救急車の出入、農園への動線についてご教示願います。	救急車は、管理棟正面玄関又は7病棟東側通路入口に着けます。 作業療法の農園への動線は、作業療法センターから南に向かう道を利用しています。 デイケアの農園への動線は、排水処理施設東側の道を利用しています。
35	地質調査業務	13	第2	2	(1)		「本調査結果以外に、別途調査や試験が必要な場合は、PFI事業者が行う」とありますが、専門分野に関する知識がないため十分な調査等ができない可能性が考えられます。そのため、教育委員会等公的機関の支援はあるのでしょうか？	地質調査業務において、公的機関の支援はありません。

[資料3]業務要求水準書(案)に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
36	電波障害調査・対策業務	14	第2	2	(2)		「電波障害の発生が予想される場合は、- - 適切な対策工事を実施すること。」と記載されていますが、現況の建物に起因する電波障害対策は行っていますか。また、行っている場合、その対応は病院が行うものと考えてよろしいでしょうか。ご教示ください。	病院内のサービス棟屋上に共同受信アンテナを設置し、対象となる病院北側の民家(5軒)へ配線する対策を取っています。 サービス棟の撤去に伴う共同受信アンテナの代替措置(新病院への共同受信アンテナの設置やケーブルテレビへの切替など)については、事業に含むこととします。
37	土壌汚染調査業務	14	第2	2	(3)		参考資料5が未確認ですが、更にPHASE2を行う必要があるということでしょうか？	参考資料5は、土地の利用履歴に関する調査報告書です。これを元に1次調査を行ってください。さらに2次調査が必要となった場合、その費用は病院機構の負担とします。【資料1】実施方針本文に対する質問回答No.4を参照してください。 なお、参考資料の配布については、【資料1】実施方針本文に対する質問回答No.6を参照してください。
38	申請などの手続き業務	14	第2	3			提案書提出前であっても必要に応じて枚方市等を含めた諸官庁との打合せをしてもよろしいでしょうか。	No.19を参照してください。
39	申請など手続き業務	15	第2	3			PFI事業者が支援すべき、病院機構が行う申請などの手続きにはどのようなものがあるのか、ご教示下さい。	No.10を参照してください。
40	申請など手続き業務	15	第2	3			当該施設整備事業のうち補助金の対象になる事業があれば、対象事業をご提示ください。またその場合、当該申請手続きは病院機構が行うものと理解してよろしいですか。	後日公表する事業契約書(案)等に示します。
41	設計業務要求事項	15	第2	4	(2)		財団法人日本医療機能評価機構による「病院機能評価」精神科病院版は、最新版を指すものと認識して宜しいでしょうか。	お示しのとおりです。
42	設計業務要求事項	15	第2	4	(2)		「土地の利用に係る基準<開発事業関係>」との名称の基準書があると理解してよろしいですか。	「土地の利用に係る基準<開発事業関係>」という名称の基準書があります。
43	設計業務要求事項	15	第2	5	(2)		「工事監理者は、工事期間中、現場に常駐すること」とありますが、常駐者の人数についてご指定はないとの理解でよろしいでしょうか。	常駐監理者の人数の指定はありません。本事業の実施に当たり必要と思われる体制を提案してください。
44	建設業務要求事項	15	第2	6	(3)		平成22年7月1日に引き渡し施設等の範囲を具体的にご提示ください。建物周辺の敷地部分の引渡し範囲もあわせてお示しください。	本館棟、成人棟、児童思春期棟及び付属施設とします。 なお、新病院の運営に支障が出ないよう、必要な範囲の外構については、同時に引渡しを受ける予定です。
45	建設業務要求事項	15	第2	6	(3)		平成22年7月1日に引き渡すことと記載されていますが、新築後の解体工事、外構整備工事などはそれ以降の引渡しと考えてよろしいでしょうか。	新病院の開院及び運営に必須のもの以外は、開院後の引渡しとして差し支えありません。
46	建設業務要求事項	15	第2	6	(3)		工事中の病院機能を確実に継続できれば、ローリング手順は各社の提案と考えてよろしいでしょうか。	お示しのとおりです。
47	建設業務要求事項	16	第2	6	(3)		工事の施工に関して、周辺住民や関連団体等と既に約束されている事項は存在するのでしょうか。	約束事項はありません。
48	解体撤去業務業務内容	16	第2	7	(1)		医療廃棄物の処分は業務内容に含まれるのでしょうか。含まれるとすれば、その種類と数量についてご提示願います。	業務内容に含みません。
49	解体撤去業務解体範囲	16	第2	7	(2)		解体着手後に現地調査では分かり得ない地中に廃棄対象物が発見された場合には、その廃棄費用については病院機構の負担と考えて宜しいでしょうか。	合理的な範囲で病院機構が負担します。
50	解体撤去業務解体範囲	16	第2	7	(2)		撤去するものは、例示した以外に何があるのか、ご提示ください。	業務要求水準書(案)16～17頁、第2の7解体撤去業務を参照してください。
51	解体撤去業務解体範囲	16	第2	7	(2)		「以下に例示した…、現地調査の上、全て撤去すること」とありますが、この費用を適正に入札価格に反映するために、入札前に業務量を判断できる必要資料の開示や見学会等はあるのでしょうか。また、既存建物の杭の有無と、ある場合はその仕様についての資料の開示もお願いします。	参考資料を参照してください。 なお、参考資料の配布については、【資料1】実施方針本文に対する質問回答No.6を参照してください。

[資料3]業務要求水準書(案)に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
52	解体撤去業務 解体範囲	17		第2	7	(2)	「存置するものを除く」とありますが、A～Cゾーン(建設予定地外)の外構、樹木において、存置するものを示してください。(伐採しない樹木など)	A～Cゾーンの法面の樹木に関しては存置することを考えています。それ以外の樹木、外構に関しては、業務要求水準書17頁、第2の7(3)要求事項 第4項目を遵守し、事業者の判断により行って下さい。
53	解体撤去業務 要求事項	17		第2	7	(3)	「PFI事業者は必要に応じ、上記資料に加えさらに詳細な調査を行うこと。」とありますが、詳細な調査の結果、公表された情報以上のアスベスト等が発見された場合、その撤去及び処分については業務完了時にご精算いただけますと理解して宜しいでしょうか。また、精算方法ですが、増額分については一括でお支払頂けるのか、又は増額分を5年間の割賦で分割払いされるのかご教示下さい。	既存建物のアスベスト吹付材、アスベスト含有建材の撤去及び処分に係る費用及びPCBを含むシーリング材の撤去に係る費用については業務完了後、精算するものとします。また、Aゾーンの建物の撤去に要する費用は一括払いの対象とし、B及びCゾーンの建物の撤去に要する費用は、5年間の割賦払いの対象とすることとします。なお、撤去したPCBを含むシーリング材は病院で保管します。
54	解体撤去業務 要求事項	17		第2	7	(3)	Bゾーン、Cゾーン内の樹木については、全て撤去する必要があるのでしょうか。	No.52を参照してください。
55	解体撤去業務 要求事項	17		第2	7	(3)	「建設予定地において、本事業に支障とならない外構、樹木などは…事業期間中、維持管理を行うこと」とありますが、開始期間として具体的にいつからをお考えでしょうか?	「建設予定地」を「建設用地」と訂正します。[別紙1]を参照してください。 存置樹木の事業者による維持管理は外構等引渡しと同時に開始するものとします。なお、工事期間中、工事範囲内(仮囲いの中)の樹木の維持管理は、着工時より事業者が行うものとします。
56	解体撤去業務 要求事項	17		第2	7	(3)	アスベスト吹付材の撤去及び処分とPCBの撤去及び保管については、数量は業務完了時に精算するものとありますが、増額も減額もありうるとの解釈でよろしいでしょうか。	お示しのとおりです。
57	解体撤去業務 要求事項	17		第2	7	(3)	アスベスト吹付け材の撤去及び処分については業務完了時に精算するものとありますが、吹付け材以外のアスベスト含有製品の撤去及び処分についても業務完了時に精算するものと考えてよろしいでしょうか。	
58	備品調達業務 業務内容	17		第2	8	(1)	事業者が調達する備品はリースによる調達も可能でしょうか。	リースは不可とします。
59	備品調達業務 要求事項	17		第2	8	(3)	「ただし、…変更後の数量を調達すること」とありますが、病院側の意向等により調達が増えた場合は、当該費用を追加負担して頂けるとの解釈で宜しいでしょうか。	契約金額を超える金額については、合理的な範囲において病院側の負担となります。
60	備品調達業務 要求事項	18		第2	8	(3)	数量の変更により金額が増減した場合は別途精算するという認識で宜しいでしょうか?	No.59を参照してください。
61	備品調達業務 要求事項	18		第2	8	(3)	「備品リストの体裁、備品番号及び添付方法など」の病院機構の基準の具体的内容を御教示下さい。	備品リストは品名、設置場所、形式、資産番号、取得日、所属、備考を考えています。貼付方法はこれらを文字情報として印字したシールを考えています。
62	移転引越業務 業務内容	18		第2	9	(1)	廃棄物処理業者への支払いは、PFI事業者が支払うことになっていますが、PFI事業者へ支払われる当該費用のサービス対価の支払い方法(一括又は割賦)と時期等について御教示下さい。	後日公表する事業契約書(案)等に示します。
63	移転引越業務 業務内容	18		第2	9	(1)	事業者の選定する廃棄物処理業者と病院機構様が契約し、その対価は、事業者が病院機構様からのサービス購入費の中から支払う、という規定でございますが、事業者としますと、契約先でない業者に支払を行なうということになり、税務上の問題を孕む可能性があります。このような仕組みをご提示されました背景について、ご教示いただき、法令上の問題がなければ、契約当事者への対価支払ができるよう、契約のたてつけにつき、ご検討をお願いします。	病院機構が所有する物品等を廃棄物として処理するため、病院機構が直接契約を結ぶ必要があると考えますが、実際の処理業務に当たってはPFI事業者と円滑に作業を進めいただく必要があるため、処理業者の選定はPFI事業者の業務範囲としています。 なお、後日公表する事業契約書(案)等に示します。
64	移転引越業務 対象物品	18		第2	9	(2)	PFI事業者が実施する調査に基づき確定するとありますが、PFI事業者が行う調査の内容をご提示ください。	病院が行う移設、廃棄の区分に基づき物量を調査していただきます。
65	移転引越業務 対象物品	18		第2	9	(2)	移設物品確定後にPFI事業者が実施する調査とは、具体的に何を対象とする調査を想定していますか。また、その調査により、業務量が変化した場合契約金額が変更されると理解してよろしいでしょうか。	前段については、PFI事業者が当該業務を実施するに当たり、数量など、必要な調査を実施していただくことを想定しています。後段については、著しい変更があった場合は、事業者と病院機構とで契約金額の変更について協議することとします。

[資料3]業務要求水準書(案)に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所					質問	回答
		頁	項					
66	移転引越業務対象物品	18	第2	9	(2)		移設対象物品のうち医療機器について棟別に具体的な名称と数量をお示し願います。	管理棟は、殺菌保管庫 1台、X線撮影用補助具等 2箱、ポータブル撮影装置 2台、歯科診察台セット 2台、脳波検査用小物類 1箱、3-1病棟及び7-1病棟は、ハートモニター各1台を、それぞれ想定しています。 別添資料8「移設及び廃棄備品等リスト」の訂正は、[別紙1]及び[別紙6]を参照してください。
67	移転引越業務移設及び廃棄物品	18	第2	9	(3)		主な先行撤去可能建築物のうち第8病棟、売店棟、リクリエーション療法センターについても、移設及び廃棄物物品等リストをご提示願います。	第8病棟及びレクリエーションセンターについては、別添資料8「移設及び廃棄備品等リスト」を修正しました。売店棟に係る対象物品はありません。 [別紙1]及び[別紙6]を参照してください。
68	アプローチ	21	第3	2	(3)		現時点から道路管理者、所轄警察署、京阪バスと協議を行うことは可能でしょうか。	現時点で道路管理者及び京阪バスと協議を行うことは可能ですが、所轄警察署とは、実施案について協議を行うこととなります。したがって、実施可能と想定される位置と形態で提案し、実施段階で詳細な協議を行って下さい。 なお、できるだけ、平坦で直線に近い道路位置での入り口が好ましいものと想定されます。
69	要求事項	24	第3	3	(2)		別添資料5「既存建物別詳細及び建替条件4」に示されている存置建築物については、耐震計画の範囲外と考えてよろしいでしょうか。	お示しのとおりです。
70	給水機能の確保	24	第3	3	(2)	工	災害時の病院機能を最低限維持できる1日の水の使用量は、通常使用時の何%程度と考えるとよいでしょうか？	適用図書「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」に基づき、災害時システムの空調方式などを考慮し、決定してください。
71	給水機能の確保	25	第3	3	(2)	工	飲料水7日分、雑用水7日分の具体的な容量をご提示下さい。	No.70を参照してください。
72	空調機能の確保	25	第3	3	(2)	カ	備蓄量とは、何の備蓄を指しているのでしょうか。	適用図書「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」を参照してください。
73	設備計画	25	第3	4			設備計画における空調、給湯、厨房全ての熱源について、要求レベルを満たしていれば、基本的に電気で提案できるものと解釈いたしますが、それで宜しいでしょうか？もし、解釈が異なるようでしたら、ガス熱源で必要となる設備機器についてご教授願います。	設備計画だけでなく、要求水準を満たす限りにおいて、自由な提案を行うことが可能です。
74	電灯設備	27	第3	4	(1)	オ	「医療上必要となる場所には、調光設備を考慮すること」とありますが、11月上旬公表予定の「付属資料 諸室シート」に記載がない場合は事業者が判断してよろしいでしょうか。	11月1日に公表した業務要求水準書(案)付属資料「諸室シート」に示すほか、必要と思われる場所について設置を提案してください。
75	コンセント設備	27	第3	4	(1)	カ	「コンセントは、その部屋の用途及び目的に応じた形状、数量を適時、設置すること」とありますが、形状、数量は、11月上旬公表予定の「付属資料 諸室シート」に記載がない場合は事業者が判断してよろしいでしょうか。	11月1日に公表した業務要求水準書(案)付属資料「諸室シート」に示すほか、必要と思われる場所について設置を提案してください。
76	コンセント設備	27	第3	4	(1)	カ	「患者が指や異物を入れられないように扉付きなどの安全対策…」とありますが、コンセント形状は2P(アース無し)でよいでしょうか。	お示しのとおりですが、必要に応じ、個別にアース端子を設けてください。
77	駐車場管理設備	30	第3	4	(1)	テ	駐車場の機械管理設備とは料金収受システムを設置するということでしょうか？	お示しのとおりです。
78	防災行政無線設備	30	第3	4	(1)	ナ	移設すべき防災行政無線設備はどのようなものが具体的に御教示下さい。	参考資料4「既存建物図面など」を参照してください。 なお、参考資料の配布については、[資料1]実施方針本文に対する質問回答No.6を参照してください。
79	熱源供給方式	30	第3	4	(2)	ア(7)	管理体制・経済性等を比較検討し他結果、個別分散方式(エアコン)が優れると判断した場合、中央式でなく、個別分散方式としてよいでしょうか？	業務要求水準書(案)30頁、第3の4(2)ア(ア)熱源供給方式に記載のとおりとします。
80	換気設備	30	第3	4	(2)	ウ	「…換気のみで臭気対策が十分でない他の諸室などについても設置すること」とありますが、事業者が判断してよろしいでしょうか。	11月1日に公表した付属資料「諸室シート」に示す以外に、精神医療を行う病院として良質な環境を提供するため必要と思われる室に設置してください。
81	井水処理施設	31	第3	4	(3)	イ(ウ)	井水処理施設の供給範囲はB、Cゾーンを含むのでしょうか？	Aゾーンのみとします。
82	井水処理施設	31	第3	4	(3)	イ(ウ)	既存井戸の原水水質については11月上旬公表予定の「参考資料8」にてご提示いただくと考えて宜しいでしょうか。	お示しのとおりです。

[資料3]業務要求水準書(案)に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項						
83	井水処理施設	31	第3	4	(3)	イ	(ウ)	井水について、現状の使用量と、最大の使用可能量を教えてください。	過去5年間の実績値(m <sup>3</sup> /年度)は、以下のとおりです。 平成13年度実績:井水198,029、市水21,343、平成14年度:井水169,330、市水2,968、平成15年度:井水182,975、市水37,371、平成16年度:井水176,962、市水21,230、平成17年度:井水176,509、市水15,410です。なお、平成17年度の1日の最大使用可能量は、656m <sup>3</sup> です。
84	給湯設備	32	第3	4	(3)	エ		経済性・環境性等を比較検討し、優れている場合は個別方式を採用することとしてよいでしょうか？	業務要求水準書(案)32頁、工.給湯設備に示すとおり、中央方式を原則としますが、経済性・環境性等の他に精神科病院としての安全性などを充分考慮されたうえで提案してください。
85	駐車場	33	第3	5	(1)			駐車場は、来院者と職員用とで物理的に分けて計画する必要がありますでしょうか。同一の出入口としてゲート管理で料金徴収を行えば宜しいでしょうか。	職員用等駐車場の50台分については、乗客用駐車場とは分離し、料金システムのゲートを通さず駐車できるよう計画してください。
86	駐車場	33	第3	5	(1)			駐車場160台分のうち、職員用及び養護学校について、各必要台数があれば御教示下さい。	乗客用110台以外は職員他関係者の駐車場です。養護学校職員も同じ職員駐車場の利用を考慮しています。
87	駐輪場	33	第3	5	(2)			バイク置場は想定しなくてよろしいでしょうか。	駐輪場に含みます。
88	植栽・緑地など	34	第3	5	(8)			散水設備が必要なエリアをご提示ください。	植栽・緑地・庭園の計画内容に応じて、適宜設置してください。
89	農園	34	第3	5	(9)			デイケア農園と作業療法農園について現状農園を存置とありますが、施設建設期間中も継続使用し、手洗い、足洗い場及び散水設備の整備以外は、施設整備の範囲に含まれないと理解してよろしいですか。	工事期間中は使用しないものとします。整備については、業務要求水準書34頁、(9)農園に記載のとおりです。
90	成人棟患者用運動場運動場	35	第3	5	(10)	イ		成人棟患者用運動場は、排水処理施設西側一体の整地と記載されていますが、位置については自由提案にさせていただくことは可能でしょうか。	排水処理施設西側一体を想定していますが、成人棟患者用運動場の要求水準を満たす限り提案は可能です。
91	建替計画	35	第3	6				第5と第6病棟の意匠図、構造図をご提示願います。	既設建築物の建築図面は、参考資料4を参照してください。 なお、参考資料の配布については、[資料1]実施方針本文に対する質問回答No.6を参照してください。
92	建替計画	35	第3	6				第8と第10病棟、作業療法センター、売店棟の現状の機能を把握するため、意匠図や関係図面のご提示をお願いします。	
93	建替計画	35	第3	6				仮施設(デイケア・霊安室・売店)及び改修施設(第5・6病棟)に関する施設要求水準は、別途公表されるとの認識で宜しいでしょうか。公表時期についても御教示下さい。	参考資料10を参照してください。 なお、参考資料の配布については、[資料1]実施方針本文に対する質問回答No.6を参照してください。
94	建替計画	36	第3	6				工事中の駐車場130台の各ゾーンへの配置は、事業者が任意で設定・提案出来るとの解釈で宜しいでしょうか。	お示しのとおりです。
95	部門構成	37	第4	1				「成人病棟部門」の総合治療2病棟と3病棟はそれぞれ「40床」との記載がありますが、業務要求水準書(案)45頁の病棟構成ではそれぞれ「50床」との記載があります。どちらが正しいでしょうか。	業務要求水準書(案)45頁、第4の2(5)アを正とし、「40床」を「50床」に訂正します。[別紙1]を参照してください。
96	作業療法	42	第4	2	(2)	オ		成人と児童思春期の動線を交錯させないようという点ですが、作業療法では、交錯しても問題ないと考えてよろしいでしょうか。	成人患者と児童思春期患者の利用は、時間帯を区分する予定です。このことを踏まえ、できるだけ動線が交錯しないように計画してください。
97	作業療法	42	第4	2	(2)	オ		また、体育館の利用は、入院中心で、デイケアでの利用は、頻度が少ないと考えてよろしいでしょうか。	お示しのとおりです。
98	図7 作業療法の関係図	43	第4	2	(2)	オ		児童思春期部門から体育館への患者の流れにおいて、成人病棟を大きく迂回するルートとなっていますが、患者移動の際は専用の屋内通路を確保する必要がありますでしょうか？	43頁の図7は作業療法と他部門との関係を示しており、設置場所位置を示しているわけではありません。成人患者との交錯について、充分考慮された計画であれば、屋内一般通路の利用も可能です。
99	主な諸室構成	43	第4	2	(3)	ア	(イ)	託児所の利用者は病院従業者関係のみでしょうか？	お示しのとおりです。

[資料3]業務要求水準書(案)に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項						
100	留意点	43	第4	2	(3)	ア	(7)	託児所は、職員用でしょうか？また、「主動線から離れた場所」とありますが、別棟としてもよろしいでしょうか？	職員用です。 別棟は想定していません。
101	各病棟の主な諸室構成	46	第4	2	(5)	ウ		多目的室は、どのような利用方法をお考えでしょうか。	11月1日に公表した付属資料「諸室シート」を参照してください。
102	留意点(病室)	46	第4	2	(5)	エ		将来の医療環境変化に備え、4床室を個室2室に改修可能な構造とするとありますが、すべての4床室に対応しておくのでしょうか。また、設備的に3つに分けられる措置も施しておく必要があるのでしょうか。	基本的には全ての4床室を対象としますが、詳細は提案してください。設備的な対応も含め、将来変更工事を行う場合に法的、構造的、物理的に可能で、工事が容易にできるように計画してください。 なお、ご質問にあるような3つに分割することまでは考えていません。
103	留意点(病室)	46	第4	2	(5)	エ		「将来の医療環境変化に備え、4床室を個室2室に改修可能な構造とすること」とありますが、将来変更工事を行う場合に法的、構造的、物理的に可能な様に計画しておく と解釈して宜しいでしょうか。	No.102を参照してください。
104	男女混合病棟	47	第4	2	(5)	エ		成人病棟部門の入院患者について男女比の実績データをご公表していただくことは可能でしょうか。	【資料1】実施方針本文に対する質問回答 No.112を参照してください。
105	対象施設	54	第1	1				「本事業において整備した以外のもの」とは具体的には何を指しているのかご教示下さい。	井水処理施設に係る更新対象外の設備、機器、排水処理施設、存置する擁壁等を想定しております。。
106	対象施設	54	第1	1				什器・備品・診療機器は、維持管理業務の対象外と考えて宜しいでしょうか。	お示しのとおりです。
107	費用負担	55	第1	5				利便サービス提供業務に係る施設工事において、PFI事業に含む本体工事と事業者が負担するそれ以外の工事についての工事区分を明確に御教示下さい。	本体工事に含まれるものは、外周壁の仕上げ、自動ドア、メータまでの設備配線・配管及び消火設備工事、事業者が負担する工事は、内部壁の仕上げ、天井仕上げ、メーター2次側以降の設備機器、配線・配管及び空調機などの工事とします。
108	施設使用料	55	第1	6				利便サービス提供業務については施設使用料が徴収されることとありますが、床面積あたりの単価等具体的な金額についてご教示ください。	施設使用料は、「地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産貸付規程」に基づき算定した金額とします。 詳細については、「別紙2」を参照してください。
109	要求事項	55	第2	1	(3)			PFI事業者以外に委託する清掃業者は1社との認識で宜しいでしょうか。	お示しのとおりです。
110	建築物保守・点検、修繕・更新業務、建物設備保守・点検、修繕・更新業務	56 57	第2	1.2	(1)			各修繕・更新に関し、以下の理解で宜しいでしょうか御教示ください。 PFI事業期間内の修繕は全て事業者にて行う。 建物・設備が要求水準を満たしていれば、経年劣化も含め、事業者は更新して引渡す必要は無い。	については、お示しのとおりです。また、については、(3)要求事項に記載しておりますように、病院機構が選定する第三者による劣化診断調査の結果、事業期間内に更新・修繕が発生すると診断された項目については、事業期間内に更新・修繕を実施していただきます。
111	要求事項	57	第2	1	(3)			「PFI事業者以外に委託する清掃業者と十分な連携を図ること」とありますが、当該委託業務の内容と対象施設、要求事項についてご教示願います。	4を参照してください。
112	要求事項	57	第2	1	(3)			「PFI事業者以外に委託する清掃業者と十分な連携を図ること」とありますが、設備関係の清掃に関する記載はありますが、日常清掃や定期清掃といった項目がありません。これらは業務外という認識でいいのでしょうか？	
113	業務内容	60	第2	3	(1)			外構の清掃と建築物の清掃の取り合い部分についてどちらの清掃範囲になるのかご教示願います。例えば、車寄せや、犬走り、壁のない渡り廊下の土間など。	
114	運転・監視	57	第2	2	(1)			運転監視は24時間、365日と判断してよろしいでしょうか。	お示しのとおりです。
115	業務内容	62	第2	5	(1)			防災センター等に配置している人員と巡回警備員は兼務してもいいのでしょうか？(センター内は無人とってもいいのでしょうか？)	業務要求水準書(案)63頁、第2の5(3)要求事項を参照してください。
116	業務内容	62	第2	5	(1)			2において「定位置警備は防災センター等で実施すること」とありますが、他に考えられる場所としては具体的にどこをお考えでしょうか？	守衛室を想定しております。管理面から適切な場所であれば事業者の提案に委ねます。

【資料3】業務要求水準書(案)に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所					質問	回答	
		頁	項	項	項	項			
117	業務内容	62		第2	5	(1)		「不審者や不退出者の発見と対応」については、「身柄の確保に努める」とありますが、自傷他害患者の身柄の確保は病院の責任で行っていただくとの理解でよろしいでしょうか。	受傷の恐れがあると判断した場合には、病院職員の到着を待つなど状況に応じて対応してください。
118	業務内容	63		第2	5	(1)		6の現金書留等について、現金書留のほかにほかのものがありますか。	小包等、受領印が必要な郵便物を想定しております。
119	実施日及び実施時間	63		第2	5	(2)	イ	正門の開閉時間について、20時から21時30分の間が閉まるのはなぜですか。	20時以降は原則として閉門ですが、交替勤務職員(看護師)の通勤時間帯は、開門(現行21時30分～23時15分)しております。
120	参考資料	63		第2	5	(5)		業務量に関する実績の数字は、年間平均と理解してよろしいですか。	平成17年4月1日～平成18年3月31日の平均です。
121	参考資料	63		第2	5	(5)	ア	9時から17時45分平日の来院患者は512人とありますが、P81第3、4、(5)の外来患者数は平成17年度で1日平均233人となっています。両者の違いをご教示下さい。	512人を229人に訂正します。[別紙1]を参照してください。
122	施設・器具管理	67		第3	1	(1)		調理加工施設、主要な設備の設置・改修のうち厨房機器の調達・維持管理以外は病院機構の分担と理解してよろしいですか。	厨房機器については、PFI事業者が調達し、維持管理することとしております。また、調理加工施設及び主要な設備の設置・改修については、建築物及び建築設備の保守・点検、修繕・更新に含まれます。
123	病棟支援	67		第3	1	(1)		調理補助とは具体的にはどんな業務かご教示下さい。	年1回行う活動療法祭での食材の発注代行業務及び年間10件程度行う病棟での文化祭(パーベキューパーティー)等への食材提供です。
124	教育・研修	67		第3	1	(1)		教育研修の頻度内容等要求事項についてご教示下さい。	「給食の運営(給食費、献立作成、材料発注、検収、食数管理、調理作業及び配膳などの基本的業務)」に関する教育研修を年間数件行う。1件につき、実習生4名程度を対象に、1週間(30時間)行います。
125	対象	68		第3	1	(2)		成人病棟および児童思春期病棟における食数の想定は、病床数と同じと考えてよろしいでしょうか。また、想定した食数と実数との差額については、単価にて精算するとのお考えでしょうか。	新病院での予想患者数については、【資料1】実施方針本文に対する質問回答No.99を参照してください。また、食事提供業務に係るサービス対価の支払方法については、後日公表する事業契約書(案)等に示します。
126	対象	68		第3	1	(2)		デイケア患者数と外来特別療育患者数の根拠をご教示下さい。	現病院の患者数等から想定しております。
127	要求事項	69		第3	1	(7)		大規模災害用の水と食料品の備蓄場所については、事業者提案によるとの理解でよろしいでしょうか。	お示しのとおりです。
128	洗濯回数	76		第3	3	(3)		2汚損等により必要が生じる洗濯数量はいくらぐらいですか。P79(5)アの業務量の表の不定期の欄はその数量を示していると理解してよろしいですか。	業務要求水準書(案)76頁(5)参考資料 ア業務量等に掲載している表中に「患者寝具類」のうち「不定期」の欄に枚数を示しております。
129	洗濯回数	76		第3	3	(3)		「リース」の数量が変更した場合、別途精算するという認識で宜しいでしょうか。	後日公表する事業契約書(案)等に示します。
130	事務当直業務	78		第3	4	(1)		事務当直業務として「薬局の鍵の開閉」がありますが、取り扱う物品の特性から有資格者の病院職員が行うべきと考えますがいかがでしょうか。	病院職員が同行し、鍵の開閉を事務当直者に実施していただきます。
131	診療報酬請求	78		第3	4	(1)		診療報酬請求業務のなかに「その他関連する請求事務」とありますが、例えばどのような業務を想定されていますでしょうか。	国保、基金、個人請求以外に、保険会社や市町村、警察などに対する請求事務を考えています。
132	保険制度改正、診療報酬改定	78		第3	4	(1)		保険制度改正、診療報酬改定に関する業務は、マスタ変換や医療従事者への指導などを含め、全て病院側の負担という解釈でよろしいでしょうか。	お示しのとおりです。
133	費用負担	80		第3	4	(4)		医事会計システム及び小遣金出納管理システムのハード及びソフトの更新作業については、発注者の作業及び費用負担との理解でよろしいでしょうか。	お示しのとおりです。
134	費用負担	80		第3	4	(4)		医事会計システム(ハード及びソフト)及び小遣金出納管理システム(ハード及びソフト)とはどのようなものか具体的に御教示下さい。	医事会計システムは一般に病院で使用されているものです。小遣金出納管理システムは[別紙7]に示すとおりです。
135	施設使用料の徴収	83		第4	2	(1)	イ	「病院が算定した金額」とは、どういう意味でしょうか。ご教示願います。	No.108を参照してください。
136	施設使用料の徴収	83		第4	2	(1)	イ	施設使用料の金額を御教示下さい。	

【資料3】業務要求水準書(案)に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項						
137	施設使用料の徴収	83		第4	2	(1)	イ	施設使用料は病院が算定して金額とありますが使用料の算出根拠等ご教示ください。	
138	料金の支払い方法	83		第4	2	(1)	エ	小遣カードとはクレジット機能を持った院内限定カードとの理解でよろしいでしょうか。	No.134を参照してください。
139	料金の支払い方法	83		第4	2	(1)	エ	現売店の料金の支払方法について、具体的に教示願います。	
140	料金の支払い方法	83		第4	2	(1)	エ	患者の小遣カードとはどのようなものが具体的に御教示下さい。	
141	売店運営業務 小遣金管理	83		第4	2	(2)	ア	病院への請求金が事業者に支払れる支払いフローを期間を含めて、具体的に御教示下さい。	
142	売店運営業務 小遣金管理	83		第4	2	(2)	ア	小遣カードは全ての入院患者が保有しているのでしょうか。	入院患者389名中、370人が保有しています。 (平成18年10月29日現在)
143	参考資料	83		第4	2	(2)	エ	現売店の1日平均売上高は、どの程度でしょうか。	【資料1】実施方針本文に対する質問回答No.22を参照してください。
144	売店運営業務	83		第4	2	(2)		本事業は事業期間が15年以上と長期に及ぶため、売店運営の継続採算性については事業者に大きなリスクが伴います。事業期間中の運営継続の可否、実施日・実施時間等については病院機構と協議の上、柔軟に対応していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	後日公表する事業契約書(案)等に示します。
145	売店運営業務	83		第4	2	(2)		現売店について、店舗面積や、施設使用料など契約条件をご教示願います。	現売店の許可面積は、約94㎡(倉庫部分を含む)、施設使用料(自動販売機4台、公衆電話2台を含む。)は551,140円/年(消費税含む。)です。
146	要求水準	87		第4	2	(3)	ウ	自動販売機運営業務に係る価格設定については、近隣市場に見合った価格設定とする旨の記述がないため、事業者が任意に設定できるとの解釈で宜しいでしょうか。	(3)ア業務内容「販売管理で「設定料金の確認」を病院機構の業務としています。(3)ウ「要求事項」にその旨明記します。[別紙1]を参照してください、
147	参考資料	90		第4	2	(5)	エ	現在の私物洗濯の利用者数、及び患者からの徴収収入による年間金額と具体的な徴収方法についてご教示願います。	利用者数は217名(平成18年8月8日時点)、平成17年度徴収金額は6,169千円(調定額は6,246千円)です。 徴収方法については、病院で診療報酬の請求書と同じ書類に、1か月分の請求金額等の入力を行い、病院機構本部が診療報酬と合わせて個人負担分の請求書を保護者あてに毎月送付し、保護者等は、病院、郵便局やコンビニエンスストアの窓口で振込等を行う方式を採用しています。
148	喫茶運営業務	90		第4	2	(6)		現在喫茶室はないが、利便性の観点から設置を希望しているとあります。院内での運営のため、利用者数が限られ採算がとれるかわからないのですが、設置するに価する事前調査のデータはありますか？	事前調査は実施しておりません。
149	面積表全般							各必要緒室に必要な総面積が記載されていますが、必要総面積に上限・下限はございますか。ある場合は上下何%までとお考えでしょうか。	28を参照してください。
150	面積表全般							別添資料5「既存建物別詳細及び建替条件2」において示されている、患者家族会事務所は、面積表の中に記載がありません。H22以降の新病院においては、必ずしもその室を設ける必要なしとの解釈でよろしいでしょうか。	必要ありません。
151	理美容	6		第5	1	(6)		事業者としては、理美容スペースを確保しておけば宜しいでしょうか？	専用の理美容スペースの設置は考えておりません。
152	ゾーニング図							ゾーニング図のそれぞれの建物配置場所は必須条件でしょうか。	病院機構が最適と考える各部門の配置を示すものです。
153	仮病棟等想定計画図							図面データ配布の可否、及び既存建物の平面図、設備図、敷地高低差資料配布の可否についてご教示下さい。	参考資料を参照してください。 なお、参考資料の配布については、【資料1】実施方針本文に対する質問回答No.6を参照してください。

【資料4】落札者決定基準(案)に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所					質問	回答	
		頁		第2					
1	入札価格審査	1		第2	1		予定価格の公表は行われるのですか？ また公表されるなら、いつ頃予定されていますか？	実施方針6頁、第2の2選定の手順及びスケジュール(予定)に記載のとおり、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。	
2	入札価格審査	1		第2	1		予定価格に関する言及がございましたが、予定価格は入札前に公表されるご予定でしょうか。		
3	提案書の枚数制限	1		第2	3		提出する提案書の枚数制限を行なう予定の有無、行なう場合の枚数制限があればご教示ください。	枚数制限を行う予定です。具体的な枚数については、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。	
4	審査の手順	1		第2			「ヒアリングを実施することがある」と明記されていますが、ヒアリング予定時期、実施方法、入札参加者側の参加者の構成、プレゼンテーションも行なわれるかなどをご教示願います。	審査時にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する予定です。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。	
5	審査の手順	1		第2			入札参加者に対してヒアリングを実施する場合、いつごろ実施されるのかご教示下さい。	入札公告時に公表する入札説明書等に示します。	
6	落札者の決定	2		第2	4		それぞれの専門分野による部会(専門部会)は定量・定性評価ともに編成されるのでしょうか。また、各部会の種類と委員のメンバー構成をご教示ください。	定量評価及び定性評価において、各委員の専門分野を考慮し、部会を構成しています。委員のメンバー構成は公表しません。	
7	落札者の決定	2		第2	4		「専門部会」が設定されるとのことですが、具体的にはどのような組織が組成されるのでしょうか。専門部会のメンバーを含め、可能な限り詳細につきご教示下さい。		
8	基礎審査	3		第3	1		表1「基礎的事項の審査基準」の「資金事業収支計画」の「金融機関等の事業融資に関する関心表明書」についてですが、本事業は一部が5年割賦となるものの、施設整備関連の対価の大部分が一括で支払われるとのことですので、基本的な前提として「事業融資＝プロジェクトファイナンス」による資金調達が行われないものと思料します。その前提からしますと基礎審査の項目に「金融機関等の事業融資に関する関心表明書」が含まれることに、多少の違和感を感じます。当項目を設定されましたことに関するお考えをご教示下さい。	本件事業にあたり必要な資金をPFI事業者が調達できる計画であることを確認するために、金融機関からの借入を想定している事業者については金融機関等の事業融資に関する関心表明書を添付して頂く必要があります。金融機関からの借入を想定していない場合は、合理的な理由(説明書の添付)があれば、関心表明書の添付は必ずしも必須条件ではありません。	
9	資金調達計画	3		第3	2	(1)	ア	定量的評価として、事業の安定性に係る評価の視点において「資本金の規模が適切であるか。」とされていますが、具体的な資本金額に関する規定の有無、及び、資本金規模の適切性に関する定量的な評価基準をご教示願います。	前段については、後日公表する事業契約書(案)等に示します。 後段については、個別の提案内容に応じて総合的に評価することを想定しています。
10	定量的審査 表2:事業の安定性に係る補正值の評価の視	3		第3	2	(1)	ア 表2	資本金等の規模が適切であるか、との評価の視点の基準をお示しください。(例:自己資本比率など)	個別の提案内容に応じて総合的に評価することを想定しています。
11	定量的審査 表2:事業の安定性に係る補正值の評価の視	3		第3	2	(1)	ア 表2	毎期適切なキャッシュフローを確保、との評価の視点の基準をお示しください。(例: D S C Rなど)	
12	定量的審査 表2:事業の安定性に係る補正值の評価の視	3		第3	2	(1)	ア 表2	適正な利益を確保、との評価の視点の基準をお示しください。(例: E I R Rなど)	
13	資金調達・返済方法	3		第3	表1			調達条件(金利)を提示する旨の記載ありますが、これはいつ時点の金利かは入札説明書等に指示があるとの理解で良いですか?また 入札以降の金利変動リスクは事業者が負担するということでしょうか?御教示下さい。	、ともに、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。
14	出資者の構成等	3		第3	表1			基礎的事項の審査基準に「…出資していること」とありますが、本件事業落札後、特別目的会社を設立(出資)すれば良く、事前(入札時迄)に設立(出資)する必要は無いとの理解で宜しいでしょうか?。	お示しのとおりです。
15	定量的審査	4		第3	2	(1)		「適正な利益が確保されているか」とありますが、客観的な基準等をお考えの場合、具体的にご教示下さい。	個別の提案内容に応じて総合的に評価することを想定しています。
16	定量的審査 [計算式]	4		第3	2	(1)	イ	得点の計算過程において、「1.6」を乗じる理由をご教示ください。	定性評価における1点と定量評価における1点が同じ重みで評価されるように検討した結果です。

【資料4】落札者決定基準(案)に対する質問回答

No	タイトル	該当箇所				質問	回答		
		頁							
17	定性的審査	6	第3	2	(2)	表5「定性的事項に係る審査の視点」の1.事業実施計画の「1.病院との連絡・調整体制が明確で、実行性が高いか」の中にPFI事業範囲外委託業務との連携に対する配慮がみられるか。」との記載がありますが、この記載から「PFI事業範囲外の委託業務が存在すること」は推察されますが、当該業務の数と量について、ご教示下さい。	「業務要求水準書(案)付属資料 新病院の運営等について」に記載する病院機構の依頼業者が実施する業務が該当します。		
18	地域経済等への貢献	8	第3	2	(2)	4	地域経済の範囲として、大阪府もしくは枚方市周辺を指すものと理解して宜しいですか。	大阪府域を基本としています。	
19	定性的審査	8	第3	2	(2)		「4.総合評価」における「地域経済等への貢献」についてのうち、「社会的貢献としてどのような企業活動を行っているか」とはSPCが今後行う予定の企業活動を指すのか、代表企業または構成員がこれまで行ってきた企業活動の内容を指すのかご教示下さい。	本事業の実施にあたり、SPCとして今後行う予定の企業活動と、入札参加者等がこれまで行ってきた企業活動の内容の両方を指します。	
20	定性的審査	8	第3	2	(2)	ウ	「審査項目」とは表5に記されている「評価項目」と理解してよろしいですか。また表5の配点が示されている評価項目毎に5段階評価すると理解してよろしいですか。	審査項目とは、表5に示す評価項目を指します。訂正は、[別紙1]を参照してください。 表5の評価項目において示す配点ごとに、5段階評価をします。	
21	総合評価	8	第3	2	(2)	表4	4	地域の企業との協力体制に関し、建設企業、人材活用、資材調達等、特に配慮する内容がありましたら御教示下さい。	事業者の提案に委ねる部分であり、ご提案いただいた内容を総合的に判断する予定です。
22	定性的審査	8	第3	2	(2)			表5の3.維持管理・医療関連サービス等計画の表の3.「その他業務」の中に「喫茶業務の提案がなされているか」との項目がありますが、要求水準書(案)90頁に「喫茶の設置・運営については、業務の実施を義務付けるものではないが……希望を設置を希望するものであり……事業者に提案を求めるものである。」との記載との整合性から、察するに、「設置義務はないが、設置の提案の有無は審査の配点に影響する」という理解でよろしいでしょうか。尚、独立採算での喫茶運営は今後の検討によっては、事業の安定性の観点から、ご提案が困難な場合も想定されます。その際には、「喫茶の提案がない」とのみを理由に当該表の「3.その他の業務」の配点=3点がゼロになることはないという理解でよろしいでしょうか。	提案の有無により得点に影響します。なお、3点は、喫茶業務だけでなく利便サービス全体の提案に対して配点しているもので、喫茶業務の提案がなされないことで0点となるものではありません。
23	定性的審査	9	第3	2	(2)	エ		各提案の定性的審査の得点は、「ア」により……との箇所は、「ウ」の記載誤りと認識でよろしいでしょうか。	当該部分はそのままとし、本文の項目ウをアに、エをイに訂正します。[別紙1]を参照してください。
24	定性的審査	9	第3	2	(2)	エ		「算定された各委員の点数の平均値」とありますが、これは評価項目ごとに担当委員が選定され、その担当委員が算定された点数の平均値との理解でよろしいでしょうか。	表5の評価項目に示す配点ごとに、担当する各委員が下した5段階評価の平均値を意味します。

[資料5] 実施方針等に対する意見への回答

(実施方針)

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項						
1	その他業務	4	第1	1	(6)	イ	(ウ)	<p>利便サービス提供業務の売店運営業務について、利用客数の限定、将来の環境の変化等から推察すると、今後、事業採算面でいくつかの課題が想定されます。当該業務をPFI事業に含めたとしても採算面での病院側の協力・支援等が得られるスキームを希望します。</p>	<p>ご意見として承ります。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。</p>
2	その他業務	4	第1	1	(6)	イ	(ウ)	<p>利便サービス提供業務の私物洗濯業務について、現況実績等(洗濯枚数・定額制の徴収料金・未入金リスクの発生)から推察すると、事業採算面で幾つかの課題が想定されます。患者への良好なサービス提供を前提に、価格設定を含め、事業者の創意工夫が最大限に発揮出来る自由度の高い要求水準にするとともに、料金徴収面での病院側の協力・支援等が得られるスキームを希望します。</p>	<p>ご意見として承ります。詳細は、入札公告時に公表する入札説明書等に示します。</p>
3	病院機構の支払いに関する事項	5	第1	1	(8)			<p>「維持管理・医療関連サービス等業務の対価については、維持管理・運営期間中、事業期間終了まで毎年支払う。」とありますが、年1回払いでしょうか、又は年複数回払いでしょうか。医療関連サービス業務にしても十数名の人材を配置しますし、食堂等の運営はほとんどが人件費と食材費ですので1年間立て替えてすと事業者の負担が膨大です。もし、年1回払いを予定されているのであれば、年複数回払いをご検討下さいませお願い致します。</p>	<p>ご意見として承ります。 詳細については、後日公表する事業契約書(案)等を参照してください。</p>
4	病院機構の支払いに関する事項	5	第1	1	(8)			<p>施設整備関連業務の対価について、一括払いと一括払いの対象とならない部分に分けられている根拠をご教示ください。一括払いの対象とならない部分について、対象費用にかかる業務完了時に一括払いとしたほうが、病院機構の支払い対価を軽減できるのではないのでしょうか。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>
5	病院機構の支払いに関する事項	5	第1	1	(8)			<p>解体撤去に係る費用も整備費の一部であることから、一括払いの対象として頂きたいと考えます。</p>	<p>ご意見として承ります。 詳細については、後日公表する事業契約書(案)等を参照してください。</p>
6	選定の手順及びスケジュール(予定)	6	第2	2				<p>入札公告後提案書提出までの期間が5ヶ月間しかなく最低でも6ヶ月間にして頂きたいと思っております。応募者としては、質疑回答により社内稟議や応募グループ間の調整作業があり、より良い提案書提出の為にスケジュールに余裕を持たせて頂きたいからです。</p>	<p>ご意見として承ります。 最終のスケジュールについては、入札公告時に示します。</p>
7	入札参加者等の構成	7	第2	3	(1)	エ		<p>「入札参加者は、入札参加者等を構成する企業を入札書類提出時に明らかにするものとする。」とありますが、以下の理由により、重複参加が認められる協力企業については代表企業が責任をもって担保することで非公表にして頂くことは可能でしょうか。 設計、工事監理及び建設業務以外については、落札後各業務開始までに協力企業を選出出来ずと、より高い質のサービスを提供する企業を選ぶことが出来ることになり、代表企業のみならず病院機構のメリットになると考えるからです。例えば、医療関連サービス等業務の開始時期と提案時期を比較すると3年以上の開きがあるため提案内容が陳腐化する虞があると考えます。 提案上の情報管理の観点からも問題があると考えます。</p>	<p>提案いただく事業計画については、実現可能かつ具体的な内容を求めているため、協力企業名についても明らかにしていただくことが必要と考えています。 なお、入札参加時点では構成員までの企業名の公表を予定しており、落札者決定の時点までは協力企業名の公表は行なわない予定です。</p>
8	入札参加者等備えるべき要件	7	第3	1				<p>実施方針書では協力企業も「入札参加者等」に含まれ、入札書類の受付日において入札参加者等に共通の要件を満たさなくてはならないとなっております。一方、(1)入札参加者等の構成ウにおいて、協力企業とは事業開始後業務を請負うことを予定している者と記載されており、予定者との考えから、入札書類の受付日ではなく実際に業務を請負う日に共通の要件を満たしていれば業務を請負うことができるよう、参加要件確認基準日を変更していただけないでしょうか。</p>	
9	業務を行う者の資格等要件	10	第1	3	(3)			<p>設計・工事監理・建設業務を行う者の実績に関し、「300床以上の病院」の要件が厳しいと考えます。</p>	<p>整備していただく新しい精神医療センターの規模や内容から求めている実績です。 なお、実績要件の解釈については、[資料1]実施方針本文に対する質問回答No.58～No.67を参照してください。</p>

[資料5] 実施方針等に対する意見への回答

[実施方針]

No	タイトル	該当箇所						質問	回答
		頁	項						
10	特別目的会社の設立	15		第2	6	(2)		「参加グループの場合は、代表企業及び建設企業の両者が…議決権の全体の50%を超える」とありますが、本事業期間における施設整備業務の期間を考慮すると、「代表企業及び構成員の両者が…(以下、同文)」としていただけないでしょうか。	建設企業に出資を求めている趣旨については、[資料1]実施方針本文に対する質問回答No.84を参照してください。
11	PFI事業者の義務の履行に関する事項	16		第3	2			平成18年5月30日付け公表の大阪府立消防学校の「入札説明書」17頁にてPFI事業者が事業契約を締結しないときの違約金条項がありました。本件では入札参加資格の喪失を理由に事業契約が締結できない場合、上記の違約金条項が適用されないことを明示していただきますようお願いいたします。この条項がある限り応募の可否に重大な影響があると考えられるためです。	違約金の取り扱いについては現在検討中です。後日公表する事業契約書(案)等に示します。
12	実施方針等に対する質問等の受付	21		第8	3	(1)		現状の把握や提案の質の向上のため、当院の医師や看護士をはじめ、職員の方の生の声を聴くことは、大変有効だと考えます。是非ヒアリングの機会を設定していただけないでしょうか。	病院職員等へのヒアリングの機会については、設ける予定はありません。質問回答などの機会を活用してください。

[実施方針(リスク分担)]

No	タイトル	該当箇所						質問	回答(案)
		頁	項						
1	想定されるリスク分担(案)維持管理・運営段階							医療関連サービス(患者数等の変動に伴う費用の増減に関するもの)が一部事業者負担とされていますが、民間では当該リスクを管理することは難しいと思われるので、病院負担としていただきたいと考えております。	患者数等の変動に対する対価の見直しについては、後日公表する事業契約書(案)等に示す予定です。
2	利便施設リスク							事業者では如何ともし難い、「代金の徴収、患者による不測の事態等」も想定され、病院側も従分担を負って頂くべきと考えます。	ご意見として承ります。
3	医療関連サービス費用リスク							患者数等の変動に伴う費用の増減に関し、そもそも事業者では如何ともし難いリスクを負担すること困難です。事業者のリスク負担から外すことは出来ないでしょうか。	ご意見として承ります。
4	施設瑕疵リスク							維持管理・運営段階における施設瑕疵リスクについて、施設の瑕疵担保期間が引渡しから5年間というのは、事業者の過大なるリスク負担化と思われます。標準的な瑕疵担保期間である2年間に変更していただけないでしょうか。	実施方針のとおりとします。[資料2]リスク分担(案)に対する質問回答No.18を参照してください。

[業務要求水準書(案)]

No	タイトル	該当箇所						質問	回答(案)	
		頁	項							
1	近隣への配慮	13		第2	1	(3)		PFI事業者が誠意をもって近隣説明等にあたることはもちろんのことですが、近隣の要望や歴史等をふまえ病院機構からの説明や対応が事業には不可欠と考えますので、近隣説明時には病院機構及び病院のご協力をお願いいたします。	病院機構及び病院は合理的な範囲内で協力することを考えています。	
2	屋内排水	32		第3	4	(3)	ウ	(7)	汚水、雑排水合流式が最近は多く採用されています。	汚水管の閉塞事故等に対応するため、分流方式とします。
3	建物保守・点検、修繕・更新業務、建物設備保守・点検、修繕・更新業務	56		第2	1	(1)			各修繕・更新費用を事業者が負担することは修繕・更新費用を有税引当にて積立することになり、結局コストUPにつながる為、資本的な修繕・更新はPFI業務範囲外にはならないでしょうか。	設計から建設、そして維持管理までをPFI事業者の業務範囲とすることにより、PFI事業者のノウハウの活用が図られ、ライフサイクルコストの低減に資するものと期待します。従って原案のとおりとします。
4	料金請求(事業者患者)	89		第4	2	(5)	ア		患者よりの料金徴収に関しては、病院機構を通じての請求・支払にして頂きたいと考えます。	ご意見として承ります。

[落札者決定基準(案)]

No	タイトル	該当箇所						質問	回答(案)	
		頁	項							
1	定性的審査表5:定性的事項に係る審査の視点3:維持管理・医療関連サービス等計画	8		第3	2	(2)	表5	3	3.その他業務の評価の視点で、「喫茶業務の提案がなされている」ことが評価の対象となっており、要求水準書(案)において、本業務は「業務の実施を義務付けるものではない」と記述されており、事業者の自由提案となっております。応募者間の審査上の公平性を保つ上でも、当該箇所にかかる評価基準と要求水準との整合性を図って頂きたいとお願ひ申し上げます。	[資料4]落札者決定基準(案)に対する質問回答No.22を参照してください。

## 別紙一覧

### [ 別紙 1 ] 実施方針等の正誤表

( 実施方針質問 No.5、16、50、63、78、リスク分担(案)質問 No.16、  
業務要求水準書(案)質問 No. 6、8、11、27、55、66、67、95、121、146、  
落札者決定基準(案)質問 No.23 )

### [ 別紙 2 ] 地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産貸付規程(抜粋)

( 実施方針質問 No.23、業務要求水準書(案)質問 No. 108、135、136、137 )

### [ 別紙 3 ] 大阪府立精神医療センター 職員現員一覧表(平成 18 年 4 月 1 日現在)

( 実施方針質問 No.96 )

### [ 別紙 4 ] 「在院患者の病類別状況(平成 17 年度)」及び「病棟別入退院数・延患者数・平均在院日数累年表」

( 実施方針質問 No.112 )

### [ 別紙 5 ] 病院機構が行う申請や届出、作成する書類等

( 業務要求水準書(案)質問 No.10、39 )

### [ 別紙 6 ] 業務要求水準書(案)別添資料 8 移設及び廃棄備品等リスト(11 月 22 日修正版)

( 業務要求水準書(案)質問 No.66、67 )

### [ 別紙 7 ] 小遣金システムのフロー図

( 業務要求水準書(案)質問 No.134、138、139、140、141 )

[別紙1] 実施方針等の正誤表

平成18年10月10日及び20日に公表した実施方針等に関し、次のとおり訂正します。

No.	資料名	該当箇所						誤	正
		頁	項						
1	実施方針	3		第1	1	(6)	ア (ア)	e 建設業務(仮病棟等の改修及び建設を含む。)	e 建設業務(既存施設の改修及び仮設施設の建設を含む。)
2	実施方針	3		第1	1	(6)	ア (ア)	f 解体撤去業務(仮病棟等の撤去を含む。)	f 解体撤去業務(改修した既存施設及び仮設施設の撤去を含む。)
3	実施方針	3		第1	1	(6)	ア (ウ)	移転引越業務(仮病棟等への移転を含む。)	移転引越業務(改修した既存施設及び仮設施設への移転を含む。)
4	実施方針	4		第1	1	(6)	ア	(表内)仮病棟等	(表内)仮病棟等* *仮病棟等とは、既存施設のうち代替機能を確保するために改修した部分及び代替機能を確保するための仮設施設(想定案では、前者が第5病棟及び第6病棟、後者が仮設霊安棟、仮設売店棟及び仮設ダイケア棟)を指します。
5	実施方針	7		第2	3	(1)	エ	...できないものとする。ただし、...	...できないものとする。なお、相互に資本面又は人事面において関連のある者についても同様とする。ただし...
6	実施方針	11		第2	3	(3)	ウ (ア)	d ...300床(精神病床に限らない。)以上の病院の建設一式工事について完工した実績を有すること。	d ...300床(精神病床に限らない。)以上の病院の建築一式工事について完工した実績を有すること。
7	実施方針	13		第2	3	(4)		ア ...。ただし、当該入札参加者等が、代表企業以外の構成員又は協力企業(以下「構成員等」という。)である場合、変更後の構成員等が、入札書類の受付の時点での入札参加者等としての資格を満たしていることが確認できたときは、病院機構の裁量により、当該変更等を認め、入札参加者を失格としないものとする。  イ ...。 ただし、当該入札参加者等が、構成員等で	ア ...。ただし、当該入札参加者等が、代表企業以外の構成員又は協力企業(以下「構成員等」という。)である場合で、かつ、構成員等の変更若しくは追加又はその実施する業務の変更により、入札書類の受付の時点での入札参加者等としての資格を満たしていることが確認できたときは、病院機構の裁量により、当該変更等を認め、入札参加者等を失格としないものとする。  イ ...。 ただし、当該入札参加者等が、構成員等

[別紙1] 実施方針等の正誤表

No.	資料名	該当箇所						誤	正
		頁	項						
								ある場合、変更後の構成員等が、入札書類の受付の時点での入札参加者等としての資格を満たしていることが確認できたときは、病院機構の裁量により、当該変更を認めるものとする。	である場合で、かつ、構成員等の変更若しくは追加又はその実施する業務の変更により、入札書類の受付の時点での入札参加者等としての資格を満たしていることが確認できたときは、病院機構の裁量により、当該変更等を認めるものとする。
8	実施方針	14		第2	4	(3)		病院機構は、6 (2)の特別目的会社をPFI事業者として選定する。ただし、特別目的会社…	病院機構は、(2)の落札者が設立する6 (2)特別目的会社と入札説明書等に基づき契約手続きを行う。 事業契約の締結により、特別目的会社を本事業のPFI事業者として選定する。
9	実施方針	21		第8	3	(1)	イ	受付期間 … 第2回:平成18年… <u>18年11月22日(水)</u> の12時…	受付期間 … 第2回:平成18年… <u>18年11月29日(水)</u> の12時…
10	実施方針	22		第8	3	(2)		… 第1回: <u>平成18年11月上旬</u>	… 第1回: <u>平成18年11月下旬</u>
11	実施方針 別紙3	26						(下から3つ目) ・枚方市開発事業等の手続き等に関する条例、同施行規則…  (下から2つ目) ・枚方寝屋川消防学校組合…	(下から3つ目) ・枚方市開発事業等の手続き等に関する条例、同施行規則… ・ <u>枚方市環境影響評価条例(平成4年枚方市条例第29条)</u> ・ <u>枚方市都市計画形成要綱その他関連条例等</u> (下から2つ目) ・枚方寝屋川消防学校組合…

[ 別紙 1 ] 実施方針等の正誤表

No.	資料名	該当箇所					誤	正																																																		
		頁	項																																																							
12	実施方針 別添資料1 想定されるリスク分担 (案)						(表内) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リスクの種類</th> <th>リスクの内容</th> <th>病院</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>設計・ 建設・ 移転 段階</td> <td>建設 リスク</td> <td>金利 変動 リスク</td> <td>金利の変動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持 管理・ 運営 段階</td> <td>維持 管理・ 施設 医療 関連 サー ビス リスク</td> <td>施設 損傷 リスク</td> <td>上記以外の要 因により..... 範囲外のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設 瑕...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table>		リスクの種類	リスクの内容	病院	事業者	全...	...	...	...	...	設計・ 建設・ 移転 段階	建設 リスク	金利 変動 リスク	金利の変動		維持 管理・ 運営 段階	維持 管理・ 施設 医療 関連 サー ビス リスク	施設 損傷 リスク	上記以外の要 因により..... 範囲外のもの			施設 瑕...	...	...	...	(表内) <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>リスクの種類</th> <th>リスクの内容</th> <th>病院</th> <th>事業者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>設計・ 建設・ 移転 段階</td> <td>建設 リスク</td> <td>金利 変動 リスク</td> <td>割賦利息を構 成する基準金 利の変動 上記以外の金 利の変動</td> <td></td> </tr> <tr> <td>維持 管理・ 運営 段階</td> <td>維持 管理・ 施設 医療 関連 サー ビス リスク</td> <td>施設 損傷 リスク</td> <td>上記以外の要 因により...範囲 外のもの 上記以外のもの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>施設 瑕...</td> <td>...</td> <td>...</td> <td>...</td> </tr> </tbody> </table>		リスクの種類	リスクの内容	病院	事業者	全...	...	...	...	...	設計・ 建設・ 移転 段階	建設 リスク	金利 変動 リスク	割賦利息を構 成する基準金 利の変動 上記以外の金 利の変動		維持 管理・ 運営 段階	維持 管理・ 施設 医療 関連 サー ビス リスク	施設 損傷 リスク	上記以外の要 因により...範囲 外のもの 上記以外のもの			施設 瑕...	...	...	...
	リスクの種類	リスクの内容	病院	事業者																																																						
全...	...	...	...	...																																																						
設計・ 建設・ 移転 段階	建設 リスク	金利 変動 リスク	金利の変動																																																							
維持 管理・ 運営 段階	維持 管理・ 施設 医療 関連 サー ビス リスク	施設 損傷 リスク	上記以外の要 因により..... 範囲外のもの																																																							
	施設 瑕...	...	...	...																																																						
	リスクの種類	リスクの内容	病院	事業者																																																						
全...	...	...	...	...																																																						
設計・ 建設・ 移転 段階	建設 リスク	金利 変動 リスク	割賦利息を構 成する基準金 利の変動 上記以外の金 利の変動																																																							
維持 管理・ 運営 段階	維持 管理・ 施設 医療 関連 サー ビス リスク	施設 損傷 リスク	上記以外の要 因により...範囲 外のもの 上記以外のもの																																																							
	施設 瑕...	...	...	...																																																						
13	業務要求水準書(案)	3	第2	2	(5)	・PFI事業者は、病院が設置する医療情報システムに障害が発生した場合に備え、業務に必要な対応策を講じておくこと。	・PFI事業者は、病院が設置する電子カルテシステムに障害が発生した場合に備え、業務に必要な対応策を講じておくこと。																																																			
14	業務要求水準書(案)	3	第2	2	(9)	...強度を備えていない等、乙の責に帰すべき自由がある場合を除き、病院機構の負担により復旧する。	...強度を備えていない等、PFI事業者の責に帰すべき自由がある場合を除き、病院機構の負担により復旧する。																																																			
15	業務要求水準書(案)	5	第2	3	(1)	(上から8つ目)・ <u>土壌汚染防止法(昭和45年法律第139号)</u>	(上から8つ目)・ <u>土壌汚染対策法(平成14年法律第53号)</u>																																																			
16	業務要求水準書(案)	5	第2	3	(1)	(下から3つ目)・ <u>枚方市開発事業等の手続き</u>	(下から3つ目)・ <u>枚方市開発事業等の手続き</u>																																																			

[別紙1] 実施方針等の正誤表

No.	資料名	該当箇所						誤	正
		頁	項						
								等に関する条例、同施行規則...  (下から2つ目)・枚方市都市計画形成要綱その他関連条例等	等に関する条例、同施行規則... ・枚方市環境影響評価条例(平成4年枚方市条例第29条) (下から2つ目)・枚方市都市計画形成要綱その他関連条例等
17	業務要求水準書(案)	10		第1	1	(6)		計画地は...(百済寺跡遺跡)である。...指導に従うこと。また、文化財保護法第93条第1項の通知... ... ・主要施設の建設予定地...	計画地は...(百済寺遺跡)である。...指導に従うこと、及び、文化財保護法第93条第1項の届出... ... ・主要施設の建設予定地... ・工事中に遺構・遺物を発見した場合は、速やかに大阪府教育委員会に連絡し、その指示に従うこと。
18	業務要求水準書(案)	11		第1	2	(1)	ア	(表内)階数	(表内)階
19	業務要求水準書(案)	14		第2	4	(2)		・設計期間は、概ね1年程度確保すること。	・設計期間は、1年間確保すること。
20	業務要求水準書(案)	17		第2	7	(3)		・建設予定地において、本事業の支障とならない外構、樹木などは、PFI事業者の判断により存置できるものとし、...	・建設用地において、本事業の支障とならない外構、樹木などは、PFI事業者の判断により存置できるものとし、...
21	業務要求水準書(案)	22		第3	2	(5)	イ	... ・患者の利用する内壁については...十分な強度と弾力性のある素材を使用すること。  ・患者の利用するに内壁には...すること。	... ・患者の利用する内壁については...十分な強度と汚れにくくかつ、汚れが落ち易い素材を使用すること。なお、個室及び保護室については、弾力性のある素材を使用すること。 ・患者の利用するに内壁には...すること。
22	業務要求水準書(案)	34		第3	5	(7)		・府道枚方茨木線には現行以上の排水を行わないこと。また、新たな接続は行わないこと。	・府道枚方茨木線への排水は勾配上他への排水が不可能な場合に限るなど、最小限に留めること。また、新たな接続は行わないこと。
23	業務要求水準書(案)	36		第3	6			・工事中を通して...確保すること。	・工事中を通して...確保すること。 ・農園、温室、作業小屋などについては建設期間中の代替措置は不要。
24	業務要求水準書(案)	37		第4	1			中央診療部門 臨床検査 生物検査	中央診療部門 臨床検査 生理検査

[ 別紙 1 ] 実施方針等の正誤表

No.	資料名	該当箇所					誤	正															
		頁	項																				
25	業務要求水準書(案)	37		第 4	1		成人病棟部門 総合治療 1 病棟 (45 床・感染症病床 5 床)	成人病棟部門 総合治療 1 病棟 (50 床 うち感染症病床 5 床)															
26	業務要求水準書(案)	37		第 4	1		成人病棟部門--総合治療 2 病棟 (40 床)	成人病棟部門 総合治療 2 病棟 (50 床)															
27	業務要求水準書(案)	37		第 4	1		成人病棟部門 総合治療 3 病棟 (40 床)	成人病棟部門 総合治療 3 病棟 (50 床)															
28	業務要求水準書(案)	37		第 4	1		児童思春期部門--児童思春期病棟--児童病棟	児童思春期部門--児童思春期病棟--児童病床 (25 床)															
29	業務要求水準書(案)	37		第 4	1		児童思春期部門--児童思春期病棟--思春期病棟	児童思春期部門--児童思春期病棟--思春期病床 (25 床)															
30	業務要求水準書(案)	37		第 4	1		* 1 医事は病院管理学上、 <u>管理部分</u> に分類されるが、便宜上、機能的に関連の深い <u>外来部門</u> とした。	* 1 医事は、病院管理学上、 <u>管理部門</u> に分類されるが、便宜上、機能的に関連の深い <u>外来診療部門</u> とした。															
31	業務要求水準書(案)	37		第 4	1		* 2 薬局は病院管理学上、 <u>サービス・供給部分(中央診療部門)</u> に分類されるが、便宜上、機能的に関連の深い <u>外来部門</u> とした。	* 2 薬局は、病院管理学上、 <u>サービス・供給部門(又は中央診療部門)</u> に分類されるが、便宜上、機能的に関連の深い <u>外来診療部門</u> とした。															
32	業務要求水準書(案)	53					(表内) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>維持...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>医療...</td> <td>...</td> </tr> <tr> <td>その...</td> <td>...</td> </tr> </table>	維持...	...	医療...	...	その...	...	(表内) <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>維持...</td> <td>...</td> <td>平成 22 年 7 月 1 日より業務開始</td> </tr> <tr> <td>医療...</td> <td>...</td> <td>平成 22 年 10 月 1 日より業務開始</td> </tr> <tr> <td>その...</td> <td>...</td> <td>平成 22 年 10 月 1 日より業務開始。ただし、売店運営業務については平成 20 年 4 月 1 日より業務開始</td> </tr> </table>	維持...	...	平成 22 年 7 月 1 日より業務開始	医療...	...	平成 22 年 10 月 1 日より業務開始	その...	...	平成 22 年 10 月 1 日より業務開始。ただし、売店運営業務については平成 20 年 4 月 1 日より業務開始
維持...	...																						
医療...	...																						
その...	...																						
維持...	...	平成 22 年 7 月 1 日より業務開始																					
医療...	...	平成 22 年 10 月 1 日より業務開始																					
その...	...	平成 22 年 10 月 1 日より業務開始。ただし、売店運営業務については平成 20 年 4 月 1 日より業務開始																					
33	業務要求水準書(案)	59		第 2	3	(1)	(表内) 清掃 外構清掃 (表外)	(表内) 清掃 外構清掃_1 (表外) 1 建物周辺の清掃及び外部建具、外壁、屋根を含みます。															
34	業務要求水準書(案)	63		第 2	5	(1)	6 現金書留等の受領については、平日の 9	6 現金書留等の受領については、平日の 9															

[ 別紙 1 ] 実施方針等の正誤表

No.	資料名	該当箇所						誤	正
		頁	項						
								時 00 分～17 時 45 分の時間帯以外はPFI事業者が実施する。	時 00 分～17 時 45 分の時間帯は病院が実施する。
35	業務要求水準書(案)	63		第 2	5	(5)	ア	9時00分から17時45分平日の来院患者 512人/日	9時00分から17時45分平日の来院患者 229人/日
36	業務要求水準書(案)	87		第 4	2	(3)	ウ	ウ 要求水準 ・設置に当っては、周辺環境に配慮すること。  ・利用者のニーズや嗜好を踏まえ、提供する商品の種類を工夫すること。	ウ 要求事項 ・設置に当たっては、周辺環境に配慮すること。 ・近隣の市場価格に見合った価格設定を行うこと。 ・利用者のニーズや嗜好を踏まえ、提供する商品の種類を工夫すること。
37	業務要求水準書(案) 別添資料 3 ゾーニング図							(図内) 成人患者用広場 児童思春期患者用広場	(図内) 成人棟患者用運動場 児童思春期棟患者用運動場
38	業務要求水準書(案) 別添資料5 既存建物棟別詳細及び建替条件							事前撤去の際の代替機能想定...	先行撤去の際の代替機能想定...
39	業務要求水準書(案) 別添資料5 既存建物棟別詳細及び建替条件	1						(建替条件) 第 10 病棟 デイケア...:事前撤去可 地下 1 階...:事前撤去可 レクリエーションセンター:事前撤去可 作業療法センター:事前撤去可 その他建物 売店:事前撤去可 休憩室:事前撤去可 患者家族会事務所:事前撤去可 託児施設:事前撤去可(大阪府...) 温室:事前撤去可 デイケア用...:事前撤去可	(建替条件) 第 10 病棟 デイケア...:先行撤去可 地下 1 階...:先行撤去可 レクリエーションセンター:先行撤去可 作業療法センター:先行撤去可 その他建物 売店:先行撤去可 休憩室:先行撤去可 患者家族会事務所:先行撤去可 託児施設:先行撤去可(大阪府...) 温室:先行撤去可 デイケア用...:先行撤去可

[別紙1] 実施方針等の正誤表

No.	資料名	該当箇所						誤	正
		頁	項						
								鶏舎:事前撤去可	鶏舎:先行撤去可
40	業務要求水準書(案) 別添資料6 調達備品リスト	2						名称 参考型式 数量 参考メーカー  テーブル 88550 2 学研	名称 参考型式 数量 参考メーカー  テーブル 25 - 76283 2 学研
41	業務要求水準書(案) 別添資料8 移設及び廃棄備品等 リスト (「別紙 6」業務要求 水準別添資料 8 移 設及び廃棄備品リスト 11月22日修正版 に 差し替え)	1						別添資料 8	別添資料 8
42	業務要求水準書(案) 付属資料 機器・ 備品リスト	30						名称 数量 参考 参考型式等 メーカー等  テーブル 2 学研 88550	名称 数量 参考 参考型式等 メーカー等  テーブル 2 学研 25 - 76283
43	業務要求水準書(案) 付属資料 新病院 の運営等について	6		第 4	2	(3)		(3)電話交換業務 ア 対象業務 イ ... ウ ... (3)患者搬送等業務 ...業務	(3)電話交換業務 ア 対象業務 イ ... ウ ... (4)患者搬送等業務 ...業務
44	落札者決定基準(案)	8		第 3	2	(2)	ウ	ウ	ア
45	落札者決定基準(案)	9		第 3	2	(2)	エ	エ	イ

## 地方独立行政法人大阪府立病院機構固定資産貸付規程（抜粋）

### （貸付料）

第6条 固定資産の貸付料は有償とする。

- 2 固定資産の貸付料は、貸付期間1年につき、次の各号に定める算式により計算した額とする。
  - 一 土地 当該土地の価額 $\times$ (7.4 / 100)  $\times$  (当該土地のうち貸し付ける部分の面積 / 当該土地の面積)
  - 二 建物 (当該建物の価額 $\times$ (9.7 / 100) + 前号に定める算式により計算した当該建物の敷地の貸付料相当額)  $\times$  (当該建物のうち貸し付ける部分の面積 / 当該建物の延べ面積)
  - 三 土地及び建物以外のもの 当該固定資産の価額 $\times$ (9.7 / 100)  $\times$  (当該固定資産のうち貸し付ける数量 / 当該固定資産の数量)
- 3 前項の価額は、固定資産台帳価格とする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、電柱、標柱又は水道管等の地下埋設物等を設置するため使用させる土地の貸付料、特別高圧架空電線敷に係る貸付料、公衆電話、自動販売機等に係る貸付料は別表のとおりとする。
- 5 第1項及び前項の場合において、貸付期間が1年に満たないときは、日割計算によるものとする。
- 6 第2項の規定により算定した額に百円未満の端数があるとき、又はその金額が百円未満のときは、その端数金額又はその全額を百円とする。
- 7 第2項の規定により算定した額が、近傍類地の地代又は近傍同種の建物の賃借料等に比して著しく不相当と認められる場合は、近傍類地の地代又は近傍同種の建物の賃借料等に比準して貸付料を算定することができる。

### （光熱水料等）

第7条 固定資産を貸し付ける場合には、次の各号に掲げる費用をその貸付料とは別に請求するものとする。ただし、管理責任者が請求することが適当でないとした場合は、この限りでない。

- 一 電気料、通信料（電話料等）、ガス料及び上下水道料
- 二 冷暖房に要する経費
- 三 その他の経費

### （貸付料の減免の基準）

第8条 管理責任者は、公用、公共用又は公益上その他必要があると認めるときは、次の各号に定めるところにより貸付料を減免することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、貸付料を免除する。
  - 一 大阪府に公用、公共用その他公益上の目的のために使用させるとき
  - 二 災害その他緊急事態の発生により、応急施設の用に短期間供するとき
- 3 次の各号のいずれかに該当し、収益を目的としない使用については、貸付料を2分の1以内において減額することができる。ただし、特別の理由があると理事長が認めるときは、これを免除することができる。

[別紙 2]

- 一 国又は地方公共団体に公用、公共用その他公益上の目的のために使用させるとき
- 二 法人の事務又は事業と密接な関連を有する公共的団体において、当該団体の本来の事務又は事業の用に供するとき
- 三 法人の職員及び病院施設を利用する者等の福利厚生のための施設として使用させるとき
- 四 病院業務と密接な関連があつて公益上の必要に基づき使用させるとき
- 六 前各号に掲げるもののほか、法人の職員及び病院施設を利用する者等の利便性を向上させるものであつて、管理責任者が特に必要と認めるとき

## 別表（第 6 条関係）

## 1 電柱、標柱又は水道管等の地下埋設物を設置するため土地を貸し付ける場合の貸付料の基準

種別		電柱			標柱	
		第 1 種	第 2 種	第 3 種		
貸付料	単位	1本1年			1本1年	
	所在地	大阪市の区域	2,600円	4,100円	5,600円	3,120円
		大阪市以外の市の区域	1,700円	2,700円	3,700円	1,900円
		町及び村の区域	1,000円	1,600円	2,200円	1,200円

「第 1 種電柱」とは、電柱のうち3条以下の電線（当該電線を設置する者が設置するものに限る。以下「第 2 種電柱」、「第 3 種電柱」において同じ。）を支持するものを、「第 2 種電柱」とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、「第 3 種電柱」とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。

種別		電柱						
		外径 100mm未満 のもの	外径 100mm以上 150mm未満 のもの	外径 150mm以上 200mm未満 のもの	外径 200mm以上 400mm未満 のもの	外径 400mm以上 1,000mm未 満のもの	外径 1,000mm 以上のもの	
貸付料	単位	1メートル1年						
	所在地	大阪市の区域	140円	180円	240円	490円	1,200円	2,400円
		大阪市以外の市の区域	80円	120円	160円	320円	810円	1,600円
		町及び村の区域	50円	70円	100円	200円	500円	1,000円

## 備考

長さを計算する場合において、その長さに1メートルに満たない端数があるとき、又はその全長が1メートルに満たないときは、その端数又は全長を1メートルとする。

年度の途中において貸し付ける場合の当該年度の貸付料は、貸付けの月から月割りをもって徴収するものとする。

貸付料の1件の額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額を10円とし、貸付料の1件の額が100円に満たないときは、1件の額を100円とする。

## 2 電気通信事業者の電気通信設備に対する財産の貸付料の基準

## (1) 土地

種別	単 位	金額（1年）			
		田	畑	宅地	その他
本柱	本柱（H柱又は人形柱を除く）コンクリート柱もしくは鉄柱1本又は鉄塔の使用面積1.7平方メートルまでごとに	1,870円	1,730円	1,500円	180円
	H柱又は人形柱1本ごとに	3,740円	3,460円	3,000円	360円
支線又	1本ごとに	1,870円	1,730円	1,500円	180円

[別紙 2]

は支柱					
附属設備	線路保護用柱、水底線 標示柱、支線柱、標柱 又は標石1本ごとに	1,870円	1,730円	1,500円	180円
	ハンドホール又はマンホ ール1個ごとに	3,740円	3,460円	3,000円	360円
その他 の設備	使用面積1.7平方メー トルまでごとに	1,870円	1,730円	1,500円	180円

(2) 土地に定着する建物その他工作物

線路を支持する場所1箇所ごとに 年額 1,500円

備考

年度の途中において貸し付ける場合の当該年度の貸付料は、貸付けの月から月割りをもって徴収するものとする。

貸付料の1件の額に10円未満の端数があるときは、その端数の金額を10円とし、貸付料の1件の額が100円に満たないときは、1件の額を100円とする。

3 公衆電話、タクシー呼出電話、構内電話及び自動販売機に対する財産の貸付料の基準

種類		単位	使用料又は貸付料
公衆電話及びタクシー呼出 電話(ボックス型、ポール型)		1台1年につき	8,000円
公衆電話及びタクシー呼出 電話(卓上型)			3,700円
構内 電 話	基本額	交換機と端末機 10台まで1年につき	11,100円
	加算額	端末機10台までごと に1年につき	6,900円
自 動 販 売 機	面積0.5平方メートル未 満のもの	1台1年につき	8,700円
	面積0.5平方メートル以 上1平方メートル未満の もの		17,300円
	面積1平方メートル以上 のもの		面積1平方メートルの場合にあ っては19,000円、面積1平方メ ートルを超える場合においては 19,000円に0.1平方メートルを増 すごとに1,800円を加算した額

備考

年度の途中において貸し付ける場合の当該年度の貸付料は、貸付けの月から月割りをもって徴収するものとする。

貸付料の額に100円未満の端数があるときは、その端数金額を100円とする。

構内電話は、いつでも端末機が接続できる形で配線され維持管理されている場合

[別紙 2]

には、端末機が接続されているか否かを問わず、貸付料の算出に係る端末機の数に含める。

4 特別高圧架空送電線線下敷として土地を貸し付ける場合の貸付料の基準

(1) 貸付期間1年につき、次に定める算式により計算した額とする。

$$\text{当該土地の価額} \times \frac{2}{100} \times \frac{\text{当該土地のうち貸し付ける部分の面積}}{\text{当該土地の面積}}$$

(2) 当該土地の価額は、固定資産台帳に登載された価額とする。

ただし、当該価額により難しい場合は、理事長と協議の上、近傍類地の価額等に比準した価額によることができる。

(3) 使用期間若しくは貸付期間が1年に満たないとき又は使用期間若しくは貸付期間に1年未満の端数があるときの使用料又は貸付料の額の基準は、(1)の規定による額を日割りによって計算した額とする。

(4) 算定した額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を100円とする。

大阪府立精神医療センター 職員現員一覧表

(平成18年4月1日現在)

区分	一般行政	自動車運転手	電話交換手	保育士	調理師	設備管理技術員	クリーニング師	ケースワーカー	心理	病棟婦夫	用務員	児童指導員	栄養士	作業療法士	診療放射線技師	臨床検査技師	薬剤師	医師	看護師	准看護師	合計
定員	17	1	1	6	8	3	2	8	6	16	1	2	3	7	1	4	6	25	238		355
本院	(2)		(1)		(1)			(4)	(2)	(12)	(1)		(2)	(5)		(2)	(2)	(4)	(98)	(14)	(150)
	17	1	1		8	3	2	6	3	16	1		3	7	1	3	6	15	194	27	314
松心園				(5)				(2)	(3)									(2)	(13)	(1)	(26)
				6				3	3			1						3	15	4	35
合計	(2)		(1)	(5)	(1)			(6)	(5)	(12)	(1)		(2)	(5)		(2)	(2)	(6)	(111)	(15)	(176)
	17	1	1	6	8	3	2	9	6	16	1	1	3	7	1	3	6	18	209	31	349

注 表中( )は、女子職員で内数である。

[別紙4]「在院患者の病類別状況(平成17年度)」及び「病棟別入退院数・延患者数・平均在院日数累年表」

在院患者の病類別状況(平成17年度)

	総 数					男					女					
	総数	20歳未満	20歳～39歳	40歳～59歳	60歳以上	総数	20歳未満	20歳～39歳	40歳～59歳	60歳以上	総数	20歳未満	20歳～39歳	40歳～59歳	60歳以上	
統 合 失 調 症	555	19	175	236	125	294	6	101	134	53	261	13	74	102	72	
そ う う つ 病	89	8	32	34	15	36	1	15	13	7	53	7	17	21	8	
て ん か ん	11	2	1	8	0	10	2	1	7	0	1	0	0	1	0	
脳器質性精神障害	26	0	2	6	18	15	0	2	4	9	11	0	0	2	9	
そ の 他 の 病	非定型精神病	51	0	18	25	8	17	0	6	8	3	34	0	12	17	5
	心因反応	30	3	17	8	2	8	0	6	1	1	22	3	11	7	1
	その他	8	2	2	3	1	4	0	1	2	1	4	2	1	1	0
精 神 発 達 遅 滞	17	4	5	7	1	9	4	2	3	0	8	0	3	4	1	
中 精 神 毒 性 害	覚醒剤中毒	54	1	27	26	0	45	0	19	26	0	9	1	8	0	0
	アルコール中毒	16	0	5	11	0	11	0	1	10	0	5	0	4	1	0
	シンナー中毒	16	1	13	2	0	12	1	9	2	0	4	0	4	0	0
	その他	3	0	2	1	0	2	0	1	1	0	1	0	1	0	0
神 経 症	47	14	26	5	2	18	5	9	4	0	29	9	17	1	2	
そ の 他	人格障害	31	3	23	5	0	13	2	8	3	0	18	1	15	2	0
	境界例	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	その他	27	14	10	3	0	16	8	6	2	0	11	6	4	1	0
合 計	981	71	358	380	172	510	29	187	220	74	471	42	171	160	98	
構 成 比 (%)	100%	7.2%	36.5%	38.7%	17.5%	100%	5.7%	36.7%	43.1%	14.5%	100%	8.9%	36.3%	34.0%	20.8%	

(注)本表の在院患者とは、平成17年度未入院患者及び平成17年度中の退院患者をいう。

[別紙4]「在院患者の病類別状況(平成17年度)」及び「病棟別入退院数・延患者数・平均在院日数累年表」

病棟別入退院数・延患者数・平均在院日数累年表

病棟 (機能別)	区分	性別	稼働病床	平成14年度				平成15年度				平成16年度				平成17年度			
				入院者数	退院者数	延患者数	平均在院日数												
1 - 2	(高度ケア)	男	50	40	46	14,021	325.0	48	57	14,640	278.9	49	57	14,902	281.2	77	75	14,993	197.3
2 - 1	(高度ケア)	男	50	8	13	15,564	1481.0	19	22	15,914	776.3	7	13	16,019	1601.9	13	18	16,156	1042.3
3 - 1	(高齢者)	男	40	14	20	14,065	826.2	13	34	12,147	516.9	12	13	12,852	1028.2	8	16	12,729	1060.8
3 - 2	(社会復帰)	男	50	10	17	16,877	1248.9	9	21	16,624	1108.3	15	26	16,899	824.3	21	35	15,868	566.7
7 - 2	(思春期男)	男	15	17	19	3,798	209.9	18	18	3,440	191.1	30	28	2,766	95.4	16	22	1,654	87.1
8 - 1	(活動療法)	男	50	22	27	16,519	673.1	29	46	16,638	443.7	25	45	16,555	473.0	15	32	16,094	684.9
小計			255	111	142	80,844	638.0	136	198	79,403	475.5	138	182	79,993	500.0	150	198	77,494	445.4
1 - 1	(高度ケア)	女	50	29	28	14,023	491.1	37	37	14,025	379.1	39	36	13,817	368.5	64	61	14,393	230.3
2 - 2	(活動療法)	女	50	12	15	16,083	1190.2	24	28	14,173	545.1	20	26	14,108	613.4	17	16	15,056	912.5
5 - 1	(高齢者)	女	40	14	23	12,738	687.3	21	30	12,475	489.2	21	22	12,373	575.5	24	41	11,225	345.4
5 - 2	(社会復帰)	女	50	24	33	15,812	553.6	28	43	12,999	366.2	25	41	13,647	413.5	27	46	13,635	373.6
7 - 2	(思春期女)	女	32	27	31	5,525	189.4	42	40	5,152	125.7	52	53	4,121	78.5	37	34	2,986	84.1
小計			222	106	130	64,181	542.8	152	178	58,824	356.5	157	178	58,066	346.7	169	198	57,295	312.2
7 - 1	(緊急救急 急性期治療)	男	32	120	90	5,082	7.8	150	110	6,204	48.5	169	123	6,053	38.3	128	107	4,213	38.4
		女		80	64	3,731		97	73	4,226		113	96	3,537		129	94	4,570	
本院計			509	417	426	153,838	346.7	535	559	148,657	271.8	577	579	147,649	255.4	576	597	143,572	244.8
松心園(児童期)			42	34	32	6,075	183.1	33	38	5,914	166.6	28	30	4,400	151.7	31	35	4,598	139.3
総合計			551	451	458	159,913	334.8	568	597	154,571	265.4	605	609	152,049	250.5	607	632	148,170	239.2

(注1)稼働病床数は、平成17年度末日現在の数値である。

(注2)延入院患者数とは、入院患者数(毎日24時現在在院している患者数+当日の退院患者数)の一定期間の累計である。

新病院開設前

病院開設許可事項中一部変更許可申請（図面等添付資料作成）

病院構造施設使用（変更）許可申請（ " ）

病院運営時

【施設保全】

適正計量管理事業所指定申請書記載事項変更届(計量法第 133 条において準用する第 62 条第 1 項)

危険物貯蔵所変更許可申請（消防法第 11 条）

消防用設備等設置届出書（消防法第 17 条の 3 の 2）

特定施設の構造等変更届出書（下水道事業法第 12 条の 4）

ばい煙発生施設設置変更届出書（大気汚染防止法第 8 条第 1 項）

特定施設設置変更届出書（水質汚濁防止法第 7 条）

特定施設の使用の方法変更届出書（騒音規則法第 8 条第 1 項）

ボイラー変更届（ボイラー及び圧力容器安全規則第 41 条）

自家用電気工作物使用開始届出書（電気事業法第 53 条）

保安規程届出書（電気事業法第 42 条第 1 項）

主任技術者選任又は解任届出書（電気事業法第 43 条第 3 項）

【給食】

病院栄養管理報告書（年 2 回・保健所へ）

【医事】

業務要求水準書 第 3 4 ( 1 ) を参考にすること。

別添資料 8 移設及び廃棄備品等リスト

総数

分類	移設		廃棄	
	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )
什器備品				
OA機器	103	8.2	143	7.9
キャビネット	313	127.4	367	190.5
コンピュータ	30	0.2		
情報システム			4	0.6
テーブル	118	77.7	588	391.7
ロッカー	101	66.7	525	286.5
椅子	764	166.8	2,020	448.6
事務机	195	82.1	425	142.6
応接家具	79	46.5	89	46.9
待合応接家具			17	14.1
待合家具	5	2.2	6	3.2
棚	32	19.3	281	251.4
保管庫	5	2.4	2	1.3
厨房機器			42	64.1
医療器具	36	1.8	9	0.4
医療備品	106	34.5	1,331	1,187.8
医療用具			2	0.3
家電製品	153	33.2	744	310.0
その他	342	134.5	1,749	518.5
計	2,375	801.6	8,344	3,866.4
医療機器	23	4.3	155	75.5

容量は各什器備品等の幅、長さ、高さをそれぞれ乗じたものの和を示している。

主な先行撤去可能建築物(既存施設から仮病棟等への移転時：第10病棟(再掲))

分類	移設		廃棄	
	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )
什器備品				
OA機器	8	0.6	-	-
キャビネット	25	12.3	-	-
テーブル	58	38.7	-	-
ロッカー	41	24.1	-	-
椅子	178	34.0	-	-
事務机	20	8.9	-	-
応接家具	9	4.0	-	-
待合家具	11	5.3	-	-
棚	16	6.2	-	-
保管庫	5	2.4	-	-
医療備品	10	11.0	-	-
家電製品	37	7.3	-	-
その他	83	16.7	-	-
計	501	171.5		

主な先行撤去可能建築物(仮病棟等から新病院への移転時：第10病棟(再掲))

分類	移設		廃棄	
	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )
什器備品				
OA機器	5	0.6	3	0.1
キャビネット	17	8.2	8	4.1
テーブル	29	20.7	29	18.1
ロッカー	38	22.0	3	2.1
椅子	145	26.7	33	7.4
事務机	10	4.9	10	4.1
応接家具	9	4.0		
待合家具	5	2.2	6	3.2
棚	10	3.2	6	3.0
保管庫	5	2.4		
医療備品	5	5.2	5	5.8
家電製品	27	4.2	10	3.1
その他	51	7.6	32	9.0
計	356	111.9	145	60.0

主な先行撤去可能建築物(既存施設から仮病棟等への移転時:作業療法センター(再掲))

分類	移設		廃棄	
	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )
什器備品				
OA機器	3	0.4	5	0.6
キャビネット	24	11.9	28	15.0
テーブル	26	21.5	148	99.5
ロッカー	4	3.5	12	9.1
椅子	142	35.1	146	30.4
事務机	31	10.3	17	6.7
応接家具			9	6.1
棚	14	12.5	37	43.9
医療備品	100	1.7	1	1.0
家電製品	46	5.0	49	8.3
その他	55	10.1	132	49.1
計	445	112.0	584	269.8

主な先行撤去可能建築物(仮病棟等から新病院への移転時:作業療法センター(再掲))

分類	移設		廃棄	
	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )
什器備品				
OA機器	3	0.4		
キャビネット	7	4.3	17	7.7
テーブル	5	4.3	21	17.2
ロッカー	2	1.8	2	1.8
椅子	82	23.7	60	11.4
事務机	28	9.0	3	1.3
応接家具				
棚			14	12.5
医療備品	14	0.1	86	1.6
家電製品	13	2.0	33	3.1
その他	21	6.6	34	3.5
計	175	52.2	270	60.1

主な先行撤去可能建築物(既存施設から仮病棟等への移転時:レクリエーションセンター(再掲))

分類	移設		廃棄	
	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )
什器備品				
OA機器				
キャビネット	2	0.6	2	0.9
テーブル	8	3.8	1	0.8
ロッカー	3	2.4	2	0.7
椅子	400	64.0	33	7.2
事務机	7	2.8	2	0.4
応接家具	2	1.4	4	2.9
棚	2	1.8	9	4.6
医療備品				
家電製品	11	0.6	41	3.2
その他	90	33.8	105	21.9
計	525	111.2	199	42.6

主な先行撤去可能建築物(仮病棟等から新病院への移転時:レクリエーションセンター(再掲))

分類	移設		廃棄	
	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )
什器備品				
OA機器				
キャビネット	1	0.3	1	0.3
テーブル			8	3.8
ロッカー	1	0.6	2	1.8
椅子	200	32.0	200	32.0
事務机	3	1.3	4	1.5
応接家具	2	1.4		
棚			2	1.8
医療備品				
家電製品	2	0.1	9	0.5
その他			90	33.8
計	209	35.7	316	75.5

主な先行撤去可能建築物(既存施設から仮病棟等への移転時:第8病棟(再掲))

分類	移設		廃棄	
	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )
什器備品				
OA機器	6	0.4	2	0.1
キャビネット	16	8.2	3	0.5
テーブル	13	12.5	4	3.8
ロッカー	52	23.0	13	6.1
椅子	91	25.9	23	5.6
事務机	13	5.0	2	.06
棚			1	.04
医療備品	108	103.5	28	32.7
医療用具			12	3.6
家電製品	26	9.0	7	3.6
その他	32	16.3	7	7.0
計	357	203.8	102	64.0

主な先行撤去可能建築物(仮病棟等から新病院への移転時:第8病棟(再掲))

分類	移設		廃棄	
	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )	数量(個)	容量(m <sup>3</sup> )
什器備品				
OA機器	2	0.2	4	0.2
キャビネット	7	3.9	9	4.3
テーブル	1	0.7	12	11.8
ロッカー	1	0.3	51	22.7
椅子	1	0.8	90	25.1
事務机	6	2.5	7	2.5
応接家具				
医療備品	2	0.5	106	103.0
医療用具				
家電製品	8	2.7	18	6.3
その他	12	7.4	20	8.9
計	40	19.0	317	184.8

[別紙7]小遣金システムのフロー図

